

女川原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	T S - 3 7
提出年月日	2 0 2 2 年 1 1 月 2 日

女川原子力発電所 2号炉

新規制基準適用後の施設管理について

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

2 0 2 2 年 1 1 月

東北電力株式会社

目 次

1. 新規制基準適用後の施設管理活動について
2. 新規制基準関連設備・資機材の分類と保全対象の考え方について
3. 新規制基準関連設備・資機材配備の記載の考え方について
4. サーベイランス頻度の設定について
5. 女川原子力発電所2号炉におけるサーベイランス頻度の設定

1. 新規制基準適用後の施設管理活動について

「保安規定変更に係る基本方針」に示した内容を保安規定に反映し、以下のとおり運用する。

(1) 保全対象範囲の策定（第107条3.）

保全対象範囲に、新規制基準を踏まえ、原子炉設置（変更）許可申請書ならびに設計および工事計画（変更）認可申請書で保管または設置要求があり、許可または認可を得た設備、自主対策設備等を追加する。

また、これらの機器については、予防保全を基本として、時間基準保全、状態基準保全、事後保全の中から適切な保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定のうえ、策定した点検計画に基づき保全を実施する。

(2) 施設管理の重要度の設定（第107条4.）

組織は、3. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。

- a. 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備（2号炉）に該当することおよび重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。
- b. 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報および運転経験等を考慮することができる。
- c. 構築物の保全重要度は、a. またはb. に基づき設定する。
- d. 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備（2号炉）の該当有無、重要度分類指針の重要度等に基づき設定する。
- e. 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。

従前の保安規定では、「重要度分類指針の重要度に基づき、PRAから得られるリスク情報を考慮して設定する」としていた。新規制基準適合の保安規定では、上記に加えて、重大事故等対処設備を保全重要度が高い設備と位置付けて保全重要度を設定する。

保全対象範囲

保全対象範囲は、以下の保安規定第107条3.に定めている。（下線：本申請における変更対象箇所）

第107条 3. 保全対象範囲の策定

組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。

- (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備
- (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備
- (3) 原子炉設置（変更）許可申請書ならびに設計および工事計画（変更）認可申請書で保管または設置要求があり、許可または認可を得た設備
- (4) 自主対策設備^{※1}（2号炉）
- (5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備
- (6) その他自ら定める設備

※1：自主対策設備とは、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することとは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。

- (1) (2)については、JEAC4209-2007に基づく規定であり、本申請において変更はない。
- (3)については、原子炉設置（変更）許可申請書の仕様表および設計方針ならびに設計および工事計画（変更）認可申請書の要目表および基本設計方針に保管または設置要求のある設備を全て対象とする。
- (4)については、技術基準要求を全て満たすものではないが、原子炉設置（変更）許可申請書の添付十追補に記載しており、プラントの状況によっては事故対応に有効と考えられる設備であるため対象とする。
- (5)については、リスク評価を行いリスク重要度の高い設備を対象とする。基本的には(1)～(4)に含まれるが、今後のリスク評価により追加となる設備も対象とする。
- 大規模損壊時の対応に使用する設備のうち(3)および(4)以外の設備については、原子炉施設の安全性向上に資する設備として(6)のその他自ら定める設備に整理する。

2. 新規制基準関連設備・資機材の分類と保全対象の考え方について

(1) 保全対象設備の分類

前出の保全対象範囲で選定された設備のうち、新規制基準関連設備は次の分類に整理される。

- ・ S A設備：保全対象範囲（保安規定107条3.（3）に該当）
- ・ 自主対策設備：保全対象範囲（保安規定107条3.（4）に該当）
- ・ 大規模損壊設備：保全対象範囲（保安規定107条3.（3）に該当）
- ・ 火災、内部溢水、自然災害等に対する設備：保全対象範囲（保安規定107条3.（3）に該当）
- ・ その他資機材^{*2}：保全対象範囲外（資機材として管理）

なお、その他資機材については、「重大事故等対応要領書」に基づき管理する。

※2：その他資機材とは、JEAC4209に定める資機材の定義に当てはまるもののうち、原子炉設置（変更）許可申請書ならびに設計および工事計画（変更）認可申請書で保管または設置要求があり、許可または認可を得た設備から外れるものをいう。

「JEAC4209でいう資機材とは、保全によって機能を維持または向上させるものではなく、定期的な交換等を前提とする消耗品（マスク、乾電池、通信設備の子機等）、工具等をいう。」

(2) 点検計画の策定について

- ・ 常設設備：「保全計画最適化要領書」に基づき、環境に応じた部品レベルの劣化を考慮し、分解点検等による劣化修復を主とした保全の内容・周期を設定する。
- ・ 可搬設備：一般産業品を適用しているため、分解点検による劣化修復は適さないものが多いことから、「保全計画最適化要領書」に基づき、交換を前提とした保全も考慮して設定する。

なお、上記は原則的な考え方であり、全ての設備に当てはまるわけではない。「保全計画最適化要領書」に基づき、設備個々に適切な保全を設定する。

3. 新規制基準関連設備・資機材配備の記載の考え方について

(1) 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る設備・資機材配備の記載の考え方について

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応における設備・資機材は以下のとおり配備する。(火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)参照)

【設備・資機材リスト項目の凡例】

項目	記載の考え方
条文	対応する保安規定条文番号を記載する。
項目	対象となる事象の名称を記載する。
設備・資機材名称	設備・資機材の名称。 ・同じ名称の資機材であっても保管場所、所管箇所が違う場合は、区別する。
数量	設備・資機材の配備数を記載する。
設置場所	設備・資機材の設置場所を記載する。
所管箇所	設備・資機材の設備所管(グループ)を記載する。
保全対象範囲	保全対象範囲に「○」を記載する。
点検および試験の項目	点検および試験の項目を記載する。 主な点検および試験の項目 ・機器点検：消防法で定義される点検 (外観または簡易な操作による確認をする点検) ・総合点検：消防法で定義される点検 (実際に消防設備を作動させ、総合的な機能を確認する点検) ・法定点検(車両)：道路運送車両法で定義される点検 ・分解点検：JEAG4210で定義される点検・試験 ・開放点検：JEAG4210で定義される点検・試験 ・外観点検：JEAG4210で定義される点検・試験 ・機能・性能試験：JEAG4210で定義される点検・試験 ・特性試験：JEAG4210で定義される点検・試験
頻度	点検および試験の頻度を記載する。 ・C(サイクル管理)：保全サイクルで管理 ・M(暦月管理)：暦月で管理 ・Y(暦年管理)：暦年で管理

※火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)のうち保全対象範囲となる設備・資機材の点検および試験の項目、頻度については、今後の保全の有効性評価により変更となる可能性がある。なお、これらについては、「保修業務実施要領書」に従い保全計画に反映し管理する。保全対象範囲外とした資機材については、「重大事故等対応要領書」に基づき管理する。

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条	火災	火災区域構造物及び火災区画構造物（原子炉建屋）	17	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		火災区域構造物及び火災区画構造物（タービン建屋）	3	タービン建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		火災区域構造物及び火災区画構造物（制御建屋）	9	制御建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		海水ポンプ室エリア 火災区画（隔壁）	3	海水ポンプ室エリア	土木	○	外観点検	2 Y
		軽油タンクエリア 火災区画（隔壁）	3	軽油タンクエリア	土木	○	外観点検	2 Y
		復水貯蔵タンクエリア 火災区画（隔壁）	1	復水貯蔵タンクエリヤ	土木	○	外観点検	2 Y
		火災区域構造物及び火災区画構造物（緊急時対策建屋）	1	緊急時対策建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		火災区域構造物及び火災区画構造物（緊急用電気品建屋エリア）	2	緊急用電気品建屋	建築 土木	○	外観点検	1 Y
		堰	一式	原子炉建屋 タービン建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 緊急用電気品建屋	建築 原子炉 タービン 電気	○	外観点検	1 Y
		水素濃度検出器	17	原子炉建屋 制御建屋	計測制御	○	特性試験	1 C
		電動機駆動消火ポンプ(第1,2号機共用)	2	補助ボイラー建屋	タービン	○	分解点検 機能・性能試験	4 Y 4 Y
		屋外消火系電動機駆動消火ポンプ	1	消火ポンプ建屋	タービン	○	分解点検 機能・性能試験	4 Y 4 Y
		屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ	1	消火ポンプ建屋	タービン	○	分解点検 機能・性能試験	4 Y 4 Y
		煙感知器(防爆型を含む)	一式	原子炉建屋 制御建屋 タービン建屋 軽油タンク室 復水貯蔵タンクエリヤ 海水ポンプ室エリア 緊急時対策建屋 緊急用電気品建屋	建築 電気	○	機器点検 総合点検	6 M 1 Y

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条	火災	熱感知器(防爆型、熱感知カメラを含む)	一式	原子炉建屋 制御建屋 タービン建屋 軽油タンク室 復水貯蔵タンクエリ亞 海水ポンプエリア 緊急時対策建屋 緊急用電気品建屋	建築 電気	○	機器点検 総合点検	6 M 1 Y
		炎感知器(赤外線、屋外仕様含む)	一式	原子炉建屋 制御建屋 タービン建屋 海水ポンプ室エリ亞 緊急時対策建屋	建築 電気	○	機器点検 総合点検	6 M 1 Y
		火災受信機盤(蓄電池内蔵)	1	制御建屋	建築	○	外観点検 総合点検	6 M 1 Y
		消火器	一式	原子炉建屋 制御建屋 タービン建屋 軽油タンク室 復水貯蔵タンクエリ亞 海水ポンプエリア 緊急時対策建屋 緊急用電気品建屋	防災	○	機能・性能試験	6 M
		二酸化炭素消火器	一式	原子炉建屋 制御建屋 タービン建屋屋	防災	○	機能・性能試験	6 M
		消火栓	一式	原子炉建屋 制御建屋 タービン建屋 屋外	防災	○	外観点検 機能・性能試験	6 M 6 Y
		移動式消火設備(化学消防自動車)	2	第3保管エリ亞 第4保管エリ亞	防災	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		消火用照明器具(電池内蔵式)	一式	原子炉建屋 制御建屋 タービン建屋 緊急時対策建屋 緊急用電気品建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		貫通部シール(配管貫通部)	一式	—	原子炉 タービン 計測制御 建築	○	外観点検	10 Y
		貫通部シール(ケーブルトレイ及び電線管貫通部)	一式	—	電気 建築	○	外観点検	10 Y

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条 火災	防火扉		一式	原子炉建屋 制御建屋 タービン建屋 緊急時対策建屋 緊急用電気品建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	6M 1Y
	防火ダンパ		一式	—	タービン	○	外観点検 総合点検	6M 1Y
	煙等流入防止装置		一式	原子炉建屋 制御建屋	原子炉	○	分解点検	13M~130M
	高感度煙検出設備(中央制御室盤内)		一式	中央制御室	計測制御	○	外観点検 機能・性能試験	6M 1Y
	サーモグラフィカメラ(中央制御室盤内)	2	中央制御室	防災	—	女川原子力発電所防 火管理要領書による	女川原子力発電所防 火管理要領書による	
	排煙設備(中央制御室)		一式	制御建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	6M 1Y
	可搬型排煙装置(ポンプ室)		一式	原子炉建屋 制御建屋 緊急用電気品建屋	防災	—	女川原子力発電所防 火管理要領書による	女川原子力発電所防 火管理要領書による
	水消火設備	4	屋外	タービン	○	外観点検 機能・性能試験	6M 1Y	
	小空間固定式消火設備	400	原子炉建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 緊急用電気品建屋	タービン	○	外観点検 機能・性能試験	6M 1Y	
	中央制御室床下消火設備	10	制御建屋	タービン	○	外観点検 機能・性能試験	6M 1Y	
	電源盤消火設備	2	原子炉建屋	タービン	○	外観点検 機能・性能試験	6M 1Y	
	SLCポンプ消火設備	3	原子炉建屋	タービン	○	外観点検 機能・性能試験	6M 1Y	
	HECW冷凍機・HECW冷水ポンプ消火設備	9	原子炉建屋	タービン	○	外観点検 機能・性能試験	6M 1Y	
	ケーブルトレイ消火設備	233	原子炉建屋 制御建屋 補機冷却系トレ ンチ	タービン	○	外観点検 機能・性能試験	6M 1Y	
	水消火設備主配管		一式	屋外 補助ボイラー建屋 制御建屋 タービン建屋 原子炉建屋 消火ポンプ建屋	タービン	○	外観点検	120M
	小空間固定式消火設備主配管		一式	原子炉建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 緊急用電気品建屋	タービン	○	外観点検	120M

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条	火災	電源盤消火設備主配管	一式	原子炉建屋	タービン	○	外観点検	120M
		SLCポンプ消火設備主配管	一式	原子炉建屋	タービン	○	外観点検	120M
		HECW冷凍機・HECWポンプ消火設備主配管	一式	原子炉建屋	タービン	○	外観点検	120M
		中央制御室床下消火設備主配管	一式	制御建屋	タービン	○	外観点検	120M
		ケーブルトレイ消火設備主配管	一式	原子炉建屋 制御建屋 補機冷却系トレント	タービン	○	外観点検	120M
		泡原液搬送車	1	第3保管エリア	防災	○	内部溢水対応要領書による	内部溢水対応要領書による
		避雷設備	一式	原子炉建屋 制御建屋 タービン建屋 緊急時対策建屋 緊急用電気品建屋 排気筒	建築 土木	○	外観点検 機能・性能試験	6M 1Y
		耐熱服一式	7	事務本館	防災安全	—	資機材管理による	資機材管理による
		防火服一式	11	事務本館	防災安全	—	資機材管理による	資機材管理による
		防火服一式	26	各中央制御室ロッカ一室他	防災安全	—	資機材管理による	資機材管理による
		初期消火要員PHS	6	当直員各自	総務	—	資機材管理による	資機材管理による
		携帯無線機	6	事務本館	防災安全	—	資機材管理による	資機材管理による
		セルフエアセット	4	中央制御室	放射線安全	○	耐圧試験 機能・性能試験	3Y 1Y
		セルフエアセット	8	管理区域出入口	放射線安全	○	耐圧試験 機能・性能試験	3Y 1Y

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の 2	内部溢水	SGTSヒータユニット(A)室浸水防止水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		RHR Hx (A)室-RHR Hx (B)室浸水防止水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		原子炉建屋浸水防止水密扉(No. 2)	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		原子炉建屋浸水防止水密扉(No. 1)	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		原子炉建屋浸水防止水密扉(No. 3)	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		LPSCSポンプ室浸水防止水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		HPCSポンプ室浸水防止水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		RHRポンプ(B)室浸水防止水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		RHRポンプ(A)室浸水防止水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		RHRポンプ(C)室-共通通路浸水防止水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		FPMUWポンプ室浸水防止水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		RCICタービンポンプ室-共通通路浸水防止水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		HECW冷凍機(B) (D)室-HECW冷凍機(A) (C)室浸水防止水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		制御建屋共通エリア浸水防止水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		D/G (B)室-D/G (HPCS)室浸水防止水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		区分ⅢHPCS電気品室-区分Ⅱ非常用電気品室浸水防止水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		RCW Hx (A) (C)室-共通通路浸水防止水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		HPCW Hx室浸水防止水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		HPCW Hx室-RCW Hx (B) (D)室浸水防止水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の 2	内部溢水	制御建屋浸水防止水密扉(No. 3)	1	制御建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		制御建屋浸水防止水密扉(No. 1)	1	制御建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		制御建屋浸水防止水密扉(No. 2)	1	制御建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		補助ボイラー建屋連絡階段管理区域外伝播防止水密扉	1	制御建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		計測制御電源室(B)浸水防止水密扉(No. 1)	1	制御建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		計測制御電源室(B)浸水防止水密扉(No. 3)	1	制御建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		計測制御電源室(B)浸水防止水密扉(No. 2)	1	制御建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		RSS盤室浸水防止水密扉	1	制御建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		計測制御電源室(A)-常用および共通M/C・P/C室浸水防止水密扉	1	制御建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		制御建屋空調機械(A)室浸水防止水密扉	1	制御建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		制御建屋空調機械(A)室-制御建屋空調機械(B)室浸水防止水密扉(No. 1)	1	制御建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		250V直流主母線盤室-制御建屋空調機械(B)室浸水防止水密扉	1	制御建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		ISI室浸水防止水密扉	1	制御建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		制御建屋空調機械(B)室浸水防止水密扉	1	制御建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		制御建屋空調機械(A)室-制御建屋空調機械(B)室浸水防止水密扉(No. 2)	1	制御建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		燃料移送ポンプ(H)室-燃料移送ポンプ(A)室浸水防止水密扉	1	地下軽油タンク ピット	原子炉	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		燃料移送ポンプ(A)室-燃料移送ポンプ(B)室浸水防止水密扉	1	地下軽油タンク ピット	原子炉	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		燃料移送ポンプ(A)室浸水防止水密扉	1	地下軽油タンク ピット	原子炉	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		燃料移送ポンプ(B)室浸水防止水密扉	1	地下軽油タンク ピット	原子炉	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の 2	内部溢水	RSWポンプ(A)(C)室-TSWポンプ室浸水防止水密扉	1	2号海水ポンプ室	土木	○	外観点検 機能・性能試験	1Y 1Y
		HPSWポンプ室浸水防止水密扉	1	2号海水ポンプ室	土木	○	外観点検 機能・性能試験	1Y 1Y
		TSWポンプ室-RSWポンプ(B)(D)室浸水防止水密扉	1	2号海水ポンプ室	土木	○	外観点検 機能・性能試験	1Y 1Y
		第2号機MCR浸水防止水密扉	1	制御建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1Y 1Y
		RW電気品室(B)浸水防止水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1Y 1Y
		R-01階段浸水防止堰(地上3階)	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		R-02階段浸水防止堰(地上3階)	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		R-01階段浸水防止堰(地上2階)	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		FCS再結合装置(A)室浸水防止堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		FCS再結合装置(B)室浸水防止堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		R-02階段浸水防止堰(地上2階)	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		SGTSヒータユニット(B)室浸水防止堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		CAMSラック(B)室浸水防止堰	1	原子炉建屋	原子炉	○	外観点検	1Y
		SGTSヒータユニット(A)室浸水防止堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		CAMSラック(A)室浸水防止堰	1	原子炉建屋	原子炉	○	外観点検	1Y
		SGTSフィルタユニット室浸水防止堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		R-01階段浸水防止堰(地上1階)	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		R-02階段浸水防止堰(地上1階)	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		バルブ(B)室浸水防止堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の 2	内部溢水	バルブ(A)室浸水防止堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		FPCポンプ室浸水防止堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		R-01階段浸水防止堰(地下1階)	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		R-02階段浸水防止堰(地下1階)	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		MSトンネル室浸水防止堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		RCIC MCC室浸水防止堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		TIP駆動装置室浸水防止堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		復水補給水ポンプ室浸水防止堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		CUW配管・バルブ室浸水防止堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		原子炉補機(A)室送風機室-原子炉補機(HPCS)室送風機室浸水防止堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		原子炉補機(HPCS)室送風機室-原子炉補機(B)室送風機室および送風機エリア浸水防止堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		2F通路浸水防止堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		区分I・Ⅲ非常用D/G制御盤室浸水防止堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		D/G補機(A)室浸水防止堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		区分ⅢHPCS電気品室浸水防止堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		静止型PLRポンプ電源装置室浸水防止堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		IA・SA室および通路浸水防止堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		区分Iケーブル処理室浸水防止堰	1	制御建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		常用系ケーブル処理室浸水防止堰(No. 2)	1	制御建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		常用系ケーブル処理室浸水防止堰(No. 1)	1	制御建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		タービン建屋管理区域外伝播防止堰(No. 3)	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		タービン建屋管理区域外伝播防止堰(No. 4)	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1 Y

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の 2	内部溢水	タービン建屋管理区域外伝播防止堰(No. 2)	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		タービン建屋管理区域外伝播防止堰(No. 1)	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		北西階段室管理区域外伝播防止水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		原子炉建屋大物搬入口	1	原子炉建屋	建築	○	機能・性能試験	1 Y
		原子炉建屋管理区域外伝播防止水密扉(No. 3)	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		RW制御室管理区域外伝播防止水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		原子炉建屋管理区域外伝播防止水密扉(No. 1)	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		原子炉建屋管理区域外伝播防止水密扉(No. 2)	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		制御建屋管理区域外伝播防止水密扉(No. 1)	1	制御建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		HNCW冷凍機・ポンプ室管理区域外伝播防止堰	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		CAMS(A)室空調機浸水防止堰	1	原子炉建屋	原子炉	○	外観点検	1 Y
		CAMS(B)室空調機浸水防止堰	1	原子炉建屋	原子炉	○	外観点検	1 Y
		中央制御室再循環 フィルタ装置浸水防止堰	1	制御建屋	原子炉	○	外観点検	1 Y
		タービン建屋管理区域外伝播防止水密扉	1	タービン建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		主排気ダクト連絡トレーン(2T-5)管理区域外伝播防 止水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		制御建屋浸水防止水密扉(No. 4)	1	制御建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		制御建屋浸水防止水密扉(No. 5)	1	制御建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y
		地下軽油タンク燃料移送ポンプ室アクセス用浸水防 止蓋(No. 1)	1	地下軽油タンク ピット	原子炉	○	外観点検	1 C
		地下軽油タンク燃料移送ポンプ室アクセス用浸水防 止蓋(No. 2)	1	地下軽油タンク ピット	原子炉	○	外観点検	1 C
		地下軽油タンク機器搬出入用浸水防止蓋	1	地下軽油タンク ピット	原子炉	○	外観点検	1 C
		ハッチ上部スペース浸水防止堰	1	制御建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		原子炉建屋浸水防止水密扉(No. 4)	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1 Y 1 Y

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の 2	内部溢水	貫通部止水処置(第2号機原子炉建屋)	一式	原子炉建屋	原子炉 タービン 電気 計測制御 建築	○	外観点検	10Y
		貫通部止水処置(第2号機制御建屋)	一式	制御建屋	原子炉 タービン 電気 計測制御 建築	○	外観点検	10Y
		貫通部止水処置(第2号機軽油タンクエリア)	一式	屋外	原子炉 タービン 電気 計測制御	○	外観点検	10Y
		貫通部止水処置(第2号機海水ポンプ室)	一式	屋外	原子炉 タービン 電気 計測制御	○	外観点検	10Y
		循環水系隔離システムの設置 (検知制御盤)	1	制御建屋	計測制御	○	外観点検	1C
		循環水系隔離システムの設置 (漏えい検知器)	8	タービン建屋	計測制御	○	特性試験	1C
		循環水系隔離システムの設置 (循環水ポンプ)	2	2号海水ポンプ室	タービン	○	分解点検	26M
		循環水系隔離システムの設置 (復水器水室出入口弁)	8	2号海水ポンプ室	タービン	○	分解点検	13M
		タービン補機冷却海水系隔離システムの設置 (検知制御盤)	1	制御建屋	計測制御	○	外観点検	1C
		タービン補機冷却海水系隔離システムの設置 (漏えい検知器)	8	タービン建屋	計測制御	○	特性試験	1C
		タービン補機冷却海水系隔離システムの設置 (タービン補機冷却海水ポンプ)	3	2号海水ポンプ室	タービン	○	分解点検	26M
		タービン補機冷却海水系隔離システムの設置 (タービン補機冷却海水ポンプ出口弁)	3	2号海水ポンプ室	タービン	○	分解点検	65M
		FPMUWポンプ室逆流防止装置(No. 1)	1	原子炉建屋	タービン	○	分解点検	13M~130M
		FPMUWポンプ室逆流防止装置(No. 2)	1	原子炉建屋	タービン	○	分解点検	13M~130M
		FPMUWポンプ室逆流防止装置(No. 3)	1	原子炉建屋	タービン	○	分解点検	13M~130M
		FPMUWポンプ室逆流防止装置(No. 4)	1	原子炉建屋	タービン	○	分解点検	13M~130M
		FPMUWポンプ室逆流防止装置(No. 5)	1	原子炉建屋	タービン	○	分解点検	13M~130M
		中央制御室再循環 フィルタ装置逆流防止装置	1	制御建屋	タービン	○	分解点検	13M~130M

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の 2	内部溢水	原子炉建屋プローアウトパネル	一式	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1 C
		保護カバー（OGRモニタ検出器カバー）	2	タービン建屋	計測制御	○	外観点検	1 C
		可搬式ディーゼル発電機、ポンプ	2	第四定検資機材倉庫	防災	—	内部溢水対応要領書による	内部溢水対応要領書による
		ホース	18	第四定検資機材倉庫	防災	—	内部溢水対応要領書による	内部溢水対応要領書による
		水槽（折り畳み式）	2	第四定検資機材倉庫	防災	—	内部溢水対応要領書による	内部溢水対応要領書による
		長靴	5	第四定検資機材倉庫	防災	—	内部溢水対応要領書による	内部溢水対応要領書による
		胴長靴	5	第四定検資機材倉庫	防災	—	内部溢水対応要領書による	内部溢水対応要領書による
17条の 3	火山	ゴーグル	70	事務建屋（予定）	防災	—	自然災害対応要領書による	自然災害対応要領書による
		マスク	1200	事務建屋（予定）	防災	—	自然災害対応要領書による	自然災害対応要領書による
		手袋	70	事務建屋（予定）	防災	—	自然災害対応要領書による	自然災害対応要領書による
		スコップ	70	事務建屋（予定）	防災	—	自然災害対応要領書による	自然災害対応要領書による
		ランタン	70	事務建屋（予定）	防災	—	自然災害対応要領書による	自然災害対応要領書による
		火山灰フィルタ	132	事務建屋（予定）	防災	—	自然災害対応要領書による	自然災害対応要領書による
17条の 4	その他自然災害	地震	—	—	—	—	—	—
		防潮堤（鋼管式鉛直壁）	一式	屋外	土木	○	外観点検	1 C
		防潮堤（盛土堤防）	一式	屋外	土木	○	外観点検	1 C
		防潮壁（第2号機海水ポンプ室）	一式	屋外	土木	○	外観点検	1 C
		防潮壁（第2号機放水立坑）	一式	屋外	土木	○	外観点検	1 C
		防潮壁（第3号機海水ポンプ室）	一式	屋外	土木	○	外観点検	1 C
		防潮壁（第3号機放水立坑）	一式	屋外	土木	○	外観点検	1 C
		防潮壁（第3号機海水熱交換器建屋）	一式	熱交換器建屋	建築	○	外観点検	1 Y
		取放水路流路縮小工（第1号機取水路）（No. 1）、（No. 2）	2	屋外	土木	○	外観点検	1 C
		取放水路流路縮小工（第1号機放水路）	1	屋外	土木	○	外観点検	1 C

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の 4	その他自然災害	貯留堰 (No. 1), (No. 2), (No. 3), (No. 4), (No. 5), (No. 6)	6	屋外	土木	○	外観点検	1Y
		屋外排水路逆流防止設備(防潮堤南側) (No. 1), (No. 2), (No. 3)	3	屋外	土木	○	外観点検	1C
		屋外排水路逆流防止設備(防潮堤北側)	1	屋外	土木	○	外観点検	1C
		補機冷却海水系放水路逆流防止設備 (No. 1), (No. 2)	2	屋外	土木	○	外観点検	1C
		水密扉(第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア) (No. 1)	1	熱交換器建屋	建築	○	機能・性能試験	6M
		水密扉(第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア) (No. 2)	1	熱交換器建屋	建築	○	機能・性能試験	6M
		浸水防止蓋(原子炉機器冷却海水配管ダクト)	1	屋外	土木	○	外観点検	1C
		浸水防止蓋(揚水井戸(第2号機海水ポンプ室防潮壁区画内))	1	屋外	土木	○	外観点検	1C
		浸水防止蓋(揚水井戸(第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内))	1	屋外	土木	○	外観点検	1C
		浸水防止蓋(第3号機補機冷却海水系放水ピット)	1	屋外	土木	○	外観点検	1C
		浸水防止蓋(第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア角落し部)	1	熱交換器建屋	建築	○	外観点検	1C
		浸水防止蓋(第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア点検用開口部) (No. 1), (No. 2)	2	熱交換器建屋	建築	○	外観点検	1C
		第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル (No. 1), (No. 2), (No. 3)	3	2号海水ポンプ室	タービン	○	機能・性能試験	1C
		第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネル (No. 1), (No. 2), (No. 3)	3	2号海水ポンプ室	タービン	○	機能・性能試験	1C
		第2号機高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル (No. 1), (No. 2)	2	2号海水ポンプ室	タービン	○	機能・性能試験	1C
		第2号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル (No. 1), (No. 2), (No. 3)	3	2号海水ポンプ室	タービン	○	機能・性能試験	1C
		第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル (No. 1), (No. 2)	2	熱交換器建屋	タービン	○	機能・性能試験	1C
		第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネル (No. 1), (No. 2)	2	熱交換器建屋	タービン	○	機能・性能試験	1C
		第3号機高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル (No. 1), (No. 2)	2	熱交換器建屋	タービン	○	機能・性能試験	1C
		第3号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル (No. 1), (No. 2), (No. 3)	3	熱交換器建屋	タービン	○	機能・性能試験	1C
		原子炉建屋浸水防止水密扉 (No. 2)	1	原子炉建屋	建築	○	機能・性能試験	6M
		原子炉建屋浸水防止水密扉 (No. 1)	1	原子炉建屋	建築	○	機能・性能試験	6M
		制御建屋浸水防止水密扉 (No. 3)	1	制御建屋	建築	○	機能・性能試験	6M

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の 4	その他自然災害	制御建屋浸水防止水密扉(No. 1)	1	制御建屋	建築	○	機能・性能試験	6 M
		制御建屋浸水防止水密扉(No. 2)	1	制御建屋	建築	○	機能・性能試験	6 M
		計測制御電源室(B)浸水防止水密扉(No. 3)	1	制御建屋	建築	○	機能・性能試験	6 M
		制御建屋空調機械(A)室浸水防止水密扉	1	制御建屋	建築	○	機能・性能試験	6 M
		制御建屋空調機械(B)室浸水防止水密扉	1	制御建屋	建築	○	機能・性能試験	6 M
		第2号機MCR浸水防止水密扉	1	制御建屋	建築	○	機能・性能試験	6 M
		制御建屋浸水防止水密扉(No. 4)	1	制御建屋	建築	○	機能・性能試験	6 M
		制御建屋浸水防止水密扉(No. 5)	1	制御建屋	建築	○	機能・性能試験	6 M
		地下軽油タンク燃料移送ポンプ室アクセス用浸水防 止蓋(No. 1)	1	地下軽油タンク ピット	原子炉	○	外観点検	1 C
		地下軽油タンク燃料移送ポンプ室アクセス用浸水防 止蓋(No. 2)	1	地下軽油タンク ピット	原子炉	○	外観点検	1 C
		地下軽油タンク機器搬出入用浸水防止蓋	1	地下軽油タンク ピット	原子炉	○	外観点検	1 C
		第2号機海水ポンプ室浸水防止壁	1	2号海水ポンプ室	原子炉	○	外観点検	1 C
		貫通部止水処置(第2号機海水ポンプ室防潮壁横断 部)	一式	2号海水ポンプ室	タービン	○	外観点検	10 Y
		貫通部止水処置(第2号機放水立坑防潮壁横断部)	一式	屋外	タービン	○	外観点検	10 Y
		貫通部止水処置(第3号機海水ポンプ室防潮壁横断 部)	一式	屋外	タービン	○	外観点検	10 Y
		貫通部止水処置(第3号機放水立坑防潮壁横断部)	一式	屋外	タービン	○	外観点検	10 Y
		貫通部止水処置(第2号機原子炉建屋)	一式	原子炉建屋	原子炉 タービン 電気 計測制御 建築	○	外観点検	10 Y
		貫通部止水処置(第2号機制御建屋)	一式	制御建屋	原子炉 タービン 電気 計測制御 建築	○	外観点検	10 Y
		貫通部止水処置(第2号機軽油タンクエリア)	一式	軽油タンクエリア	原子炉 タービン 電気 計測制御	○	外観点検	10 Y

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目		設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の4	その他自然災害	津波	循環水系隔離システムの設置 (検知制御盤)	1	制御建屋	計測制御	○	外観点検	1 C
			循環水系隔離システムの設置 (漏えい検知器)	8	タービン建屋	計測制御	○	特性試験	1 C
			循環水系隔離システムの設置 (循環水ポンプ)	2	2号海水ポンプ室	タービン	○	分解点検	2 6 M
			循環水系隔離システムの設置 (復水器水室出入口弁)	8	2号海水ポンプ室	タービン	○	分解点検	1 3 M
			タービン補機冷却海水系隔離システムの設置 (検知制御盤)	1	制御建屋	計測制御	○	外観点検	1 C
			タービン補機冷却海水系隔離システムの設置 (漏えい検知器)	8	タービン建屋	計測制御	○	特性試験	1 C
			タービン補機冷却海水系隔離システムの設置 (タービン補機冷却海水ポンプ)	3	2号海水ポンプ室	タービン	○	分解点検	2 6 M
			タービン補機冷却海水系隔離システムの設置 (タービン補機冷却海水ポンプ出口弁)	3	2号海水ポンプ室	タービン	○	分解点検	6 5 M
			津波監視カメラ	3	屋外	電気	○	機能・性能試験	1 C
			取水ピット水位計	6	2号海水ポンプ室	計測制御	○	特性試験	1 3 M
		竜巻	竜巻防護ネット	一式	2号海水ポンプ室	原子炉	○	外観点検	1 2 0 M
			竜巻防護鋼板（竜巻防護フード） 竜巻防護鋼板（竜巻防護扉） 竜巻防護鋼板（竜巻防護蓋）	4	原子炉建屋外壁	建築	○	外観点検	1 2 0 M
			積雪	—	—	—	—	—	—
17条の5	有毒ガス		酸素呼吸器	7	中央制御室	防災	—	重大事故等対応要領書による	重大事故等対応要領書による
			酸素呼吸器	6	緊急時対策建屋	防災	—	重大事故等対応要領書による	重大事故等対応要領書による
			酸素呼吸器	6	事務建屋	防災	—	重大事故等対応要領書による	重大事故等対応要領書による
			酸素ボンベ	14	中央制御室	防災	—	重大事故等対応要領書による	重大事故等対応要領書による
			酸素ボンベ	12	緊急時対策建屋	防災	—	重大事故等対応要領書による	重大事故等対応要領書による
			酸素ボンベ	6	事務建屋	防災	—	重大事故等対応要領書による	重大事故等対応要領書による

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の 6	資機材	安全避難通路	一式	原子炉建屋 タービン建屋 制御建屋 補助ボイラ建屋 焼却炉建屋 第1～4 固体廃棄物貯蔵所 サイトバンカ建屋 予備変圧器配電盤室 緊急時対策建屋 緊急用電気品建屋	建築	○	外観点検	1Y
		避難用および事故対策用照明	一式	原子炉建屋 タービン建屋 制御建屋 補助ボイラ建屋 焼却炉建屋 第1～4 固体廃棄物貯蔵所 サイトバンカ建屋 予備変圧器配電盤室 緊急時対策建屋 緊急用電気品建屋	建築	○	機器点検 総合点検	6M 1Y
		避難用および事故対策用照明	一式	原子炉建屋 タービン建屋 制御建屋 補助ボイラ建屋 焼却炉建屋 第1～4 固体廃棄物貯蔵所 サイトバンカ建屋 緊急時対策建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1Y 1Y
		非常用照明	一式	原子炉建屋 タービン建屋 制御建屋 緊急時対策建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1Y 1Y

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	
17条の6	資機材	避難用および事故対策用照明	直流照明兼非常用照明	一式	原子炉建屋 制御建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1Y 1Y
			直流照明	一式	制御建屋	建築	○	外観点検 機能・性能試験	1Y 1Y
		可搬型照明 ※第17条の7及び第17条の8で兼ねる	可搬型照明（懐中電灯）	10	中央制御室	防災	—	重大事故等対応要領書による	重大事故等対応要領書による
			可搬型照明（ランタンタイプLEDライト）	64	中央制御室 緊急時対策所	防災	—	重大事故等対応要領書による	重大事故等対応要領書による
			可搬型照明（ヘッドライト（ヘルメット装着用））	110	中央制御室 緊急時対策所	防災	—	重大事故等対応要領書による	重大事故等対応要領書による
			可搬型照明(SA)	7	中央制御室	防災	○	重大事故等対応要領書による	重大事故等対応要領書による
		警報装置及び通信連絡設備	送受話器(ページング)(警報装置を含む。)	ハンドセット：527 スピーカ：935	中央制御室 緊急時対策所 事務建屋等	電気	○	外観点検 機能・性能試験	1Y
			電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）	固定電話：329 P H S : 507 F A X : 12	中央制御室 緊急時対策所 事務建屋等	電気	○	外観点検 機能・性能試験	6M
			携行型通話装置	30	制御建屋	防災	○	外観点検 機能・性能試験	6M
			移動無線設備(固定型)	5	中央制御室 緊急時対策所	防災	○	外観点検 機能・性能試験	6M
		警報装置及び通信連絡設備	移動無線設備(車載型)	1	放射能観測車	防災	○	外観点検 機能・性能試験	6M
			無線連絡設備(固定型)	7	制御建屋 緊急時対策建屋	防災	○	外観点検 機能・性能試験	6M
			無線連絡設備(携帯型)	43	制御建屋 緊急時対策建屋	防災	○	外観点検 機能・性能試験	6M
			衛星電話設備(固定型)	7	制御建屋 緊急時対策建屋	防災	○	外観点検 機能・性能試験	6M
			衛星電話設備(携帯型)	18	制御建屋 緊急時対策建屋	防災	○	外観点検 機能・性能試験	6M
		専用通信回線	局線加入電話設備(加入電話機、加入FAX)	電話機：47 F A X : 12	中央制御室 緊急時対策所 事務建屋等	技術	○	外観点検 機能・性能試験	6M
			電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）	固定電話：329 P H S : 507 F A X : 12	中央制御室 緊急時対策所 事務建屋等	技術	○	外観点検 機能・性能試験	6M
			電力保安通信用電話設備(衛星保安電話(固定型))	2	緊急時対策所 事務建屋	技術	○	外観点検 機能・性能試験	6M

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目		設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の 6	資機材	専用通信回線	社内テレビ会議システム	7	緊急時対策所 事務建屋等	技術	○	外観点検 機能・性能試験	6 M
			統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)	14 I P - F A X : 7	テレビ会 議：一式 I P 電話： 14 I P - F A X : 7	緊急時対策所 事務建屋	技術	○	外観点検 機能・性能試験
			衛星電話設備(固定型)	7	制御建屋 緊急時対策建屋	防災	○	外観点検 機能・性能試験	6 M
			衛星電話設備(携帯型)	18	制御建屋 緊急時対策建屋	防災	○	外観点検 機能・性能試験	6 M
			専用電話設備(地方公共団体向ホットライン)	20	緊急時対策所 事務建屋	技術	○	外観点検 機能・性能試験	6 M
		安全パラメータ表示システム(SPDS) およびデータ伝送設備	安全パラメータ表示システム(SPDS)	一式	制御建屋 緊急時対策所	計測制御	○	機能・性能試験	13 M
			データ伝送設備	一式	緊急時対策所	計測制御	○	機能・性能試験	13 M

(2) 重大事故等および大規模損壊対応に係る設備・資機材配備の記載の考え方について

重大事故等および大規模損壊対応における設備・資機材は以下のとおり配備する。(重大事故等および大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)参照)

【設備・資機材リスト項目の凡例】

項目	記載の考え方
条文	対応する保安規定条文番号を記載する。
対処設備	<p>設備・資機材の区分を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ S A設備：重大事故等対処設備※（運転上の制限に含まれる資機材を含む） ・ 自主対策設備：自主対策設備 ・ 大規模損壊設備：大規模損壊時に使用する設備（S A設備以外） ・ その他資機材：工具、運搬車両、消耗品等の一般汎用品の内、S A設備、自主対策設備、大規模損壊設備から外れるもの <p>※：重大事故等時のみ使用する常設S A設備、可搬式S A設備を記載（設計基準事故対処設備と兼用する常設S A設備は除く）</p>
設備・資機材名称	<p>設備・資機材の名称を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ名称の資機材であっても保管場所、所管箇所が異なる場合は区別する。 ・ 技術的能力において直接要求がある設備・資機材に加え、社内手順書にて使用する資機材を記載する。
数量	設備・資機材の配備数を記載。
設置場所	設備・資機材の設置場所を記載する。
所管箇所	設備・資機材の設備所管（グループ）を記載する。
保全対象範囲	<p>保全対象範囲に「○」を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JEAC4209 に定める資機材の定義に当てはまるものの内、S A設備、自主対策設備、大規模損壊設備から外れるものは保全の対象範囲外とする。 「JEAC4209 でいう資機材とは、保全によって機能を維持または向上させるものではなく、定期的な交換等を前提とする消耗品（マスク、乾電池、通信設備の子機等）、工具等をいう。」
点検および試験の項目	<p>点検および試験の項目を記載する。</p> <p>主な点検および試験の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定点検（車両）：道路運送車両法で定義される点検 ・ 分解点検：JEAG4210 で定義される点検・試験 ・ 開放点検：JEAG4210 で定義される点検・試験 ・ 外観点検：JEAG4210 で定義される点検・試験 ・ 機能・性能試験：JEAG4210 で定義される点検・試験 ・ 特性試験：JEAG4210 で定義される点検・試験
頻度	<p>点検および試験の頻度を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ C（サイクル管理）：保全サイクルで管理 ・ M（暦月管理）：暦月で管理 ・ Y（暦年管理）：暦年で管理
技術的能力	技術的能力の条文番号を記載する。

※重大事故等および大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表（案）のうち保全対象範囲となる設備・資機材の点検および試験の項目、頻度については、今後の保全の有効性評価により変更となる可能性がある。なお、これらについては、「保修業務実施要領書」に従い保全計画に反映し管理する。保全対象範囲外とした資機材については、「重大事故等対応要領書」に基づき管理する。

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)	1個	中央制御室	計測制御G	○	機能・性能試験	1C	1.1
17条の7	重大事故等対処設備	ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)	1個	中央制御室	計測制御G	○	機能・性能試験	1C	1.1
17条の7	重大事故等対処設備	ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)	1式	中央制御室	計測制御G	○	機能・性能試験	1C	1.1 1.3
17条の7	重大事故等対処設備	高压代替注水系ポンプ	1台	原子炉建屋地下2階	タービンG	○	機能・性能試験	1C	1.2 1.8 1.13
17条の7	重大事故等対処設備	125V代替蓄電池	1組	制御建屋地上2階	電気G	○	機能・性能試験	1C	1.2 1.3 1.4 1.5 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.14 1.15
17条の7	重大事故等対処設備	250V蓄電池	1組	制御建屋地下2階	電気G	○	機能・性能試験	1C	1.2 1.3 1.4 1.5 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.14 1.15
17条の7	重大事故等対処設備	電源車	2台	第2保管エリア	防災G	○	外観点検 特性試験 機能・性能試験 分解点検	1M, 1Y 1Y, 2Y 1M, 6Y 6Y	1.2 1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.14 1.15 1.19

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	電源車	2台	第3保管エリア	防災G	○	外観点検 特性試験 機能・性能試験 分解点検	1M, 1Y 1Y, 2Y 1M, 6Y 6Y	1.2 1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.14 1.15 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	電源車	予備1台 (電源車 (緊急時対 策所用)の 予備と兼 用)	第4保管エリア	防災G	○	外観点検 特性試験 機能・性能試験 分解点検	1M, 1Y 1Y, 2Y 1M, 6Y 6Y	1.2 1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.14 1.15 1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	電源車(緊急時対策所用)	1台	緊急時対策建屋	防災G	○	外観点検 特性試験 機能・性能試験 分解点検	1M, 1Y 1Y, 2Y 1M, 6Y 6Y	1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	軽油タンク	7基	屋外	原子炉G	○	外観点検 開放点検	1Y 130M	1.2 1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.12 1.13 1.14 1.15 1.17 1.18 1.19

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	ガスタービン発電機設備軽油タンク	3基	屋外	タービンG	○	外観点検 開放点検	1Y 130M	1.2 1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.12 1.13 1.14 1.15 1.17 1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	タンクローリ	1台	第2保管エリア	防災G	○	外観点検 機能・性能試験	1Y 1Y	1.2 1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.12 1.13 1.14 1.15 1.17 1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	タンクローリ	1台	第3保管エリア	防災G	○	外観点検 機能・性能試験	1Y 1Y	1.2 1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.12 1.13 1.14 1.15 1.17 1.18 1.19

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	タンクローリ	予備1台	第4保管エリア	防災G	○	外観点検 機能・性能試験	1Y 1Y	1.2 1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.12 1.13 1.14 1.15 1.17 1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	125V代替充電器	1個	制御建屋地下1階	電気G	○	特性試験	2C	1.2 1.3 1.5 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.14 1.15
17条の7	重大事故等対処設備	250V充電器	1個	制御建屋地下2階	電気G	○	特性試験	2C	1.2 1.3 1.5 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.14 1.15

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	ガスタービン発電機	2台	屋外(緊急用電気品建屋 地上1階)	電気G	○	機能・性能試験 分解点検	1C 78M	1.2 1.3 1.4 1.5 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.14 1.15 1.16 1.17 1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	2台	屋外	タービンG	○	機能・性能試験 分解点検	1C 78M	1.2 1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.14 1.15 1.17 1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型計測器	26個	制御建屋地上3階	計測制御G	○	特性試験	12M	1.2 1.15
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型計測器	予備26個	緊急事対策建屋地下2階	計測制御G	○	特性試験	12M	1.2 1.15
17条の7	重大事故等対処設備	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池	1個 予備1個	制御建屋地上2階	計測制御G	○	機能・性能試験 外観点検	1C 6M	1.3
17条の7	重大事故等対処設備	高圧窒素ガスポンベ	11本 予備11本	原子炉建屋地上1階	発電管理G	○	外観点検	5Y	1.3

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	ガスタービン発電機接続盤	2個	緊急用電気品建屋地下 1階	電気G	○	特性試験	6C	1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.14 1.15 1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	緊急用高圧母線2F系	2個	緊急用電気品建屋地下 1階	電気G	○	特性試験	6C	1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.14 1.15 1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	緊急用高圧母線2G系	1個	原子炉建屋地上2階	電気G	○	特性試験	6C	1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.14 1.15 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	緊急用動力変圧器2G系	1個	原子炉建屋地上2階	電気G	○	特性試験	6C	1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.14 1.15 1.19

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	緊急用低圧母線2G系	3個	原子炉建屋地上2階	電気G	○	特性試験	6C	1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.14 1.15 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	緊急用交流電源切替盤2G系	1個	原子炉建屋地上2階	電気G	○	特性試験	6C	1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.14 1.15 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	緊急用交流電源切替盤2C系	1個	原子炉建屋地上1階	電気G	○	特性試験	6C	1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.14 1.15 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	緊急用交流電源切替盤2D系	1個	原子炉建屋地上1階	電気G	○	特性試験	6C	1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.14 1.15 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	直流駆動低圧注水系ポンプ	1台	原子炉建屋地下3階	原子炉G	○	機能・性能試験 分解点検	1C 78M	1.4 1.13

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	大容量送水ポンプ(タイプI)	1台	第1保管エリア	防災G	○	外観点検(艤装部) 分解点検	12M 120M	1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.11 1.13
17条の7	重大事故等対処設備	大容量送水ポンプ(タイプI)	1台	第2保管エリア	防災G	○	外観点検(艤装部) 分解点検	12M 120M	1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.11 1.13
17条の7	重大事故等対処設備	大容量送水ポンプ(タイプI)	2台	第3保管エリア	防災G	○	外観点検(艤装部) 分解点検	12M 120M	1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.11 1.13
17条の7	重大事故等対処設備	大容量送水ポンプ(タイプI)	予備1台	第4保管エリア	防災G	○	外観点検(艤装部) 分解点検	12M 120M	1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.11 1.13
17条の7	重大事故等対処設備	ホース延長回収車	2台	第2保管エリア	防災G	○	外観点検(艤装部)	12M	1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.11 1.12 1.13
17条の7	重大事故等対処設備	ホース延長回収車	2台	第3保管エリア	防災G	○	外観点検(艤装部)	12M	1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.11 1.12 1.13

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	ホース延長回収車	予備1台	第4保管エリア	防災G	○	外観点検(艤装部)	12M	1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.11 1.12 1.13
17条の7	重大事故等対処設備	熱交換器ユニット	1台	第1保管エリア	防災G	○	外観点検(ポンプ) 外観点検(熱交、ストレーナ) 分解点検	1M 12M 120M	1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.11 1.13
17条の7	重大事故等対処設備	熱交換器ユニット	1台	第3保管エリア	防災G	○	外観点検(ポンプ) 外観点検(熱交、ストレーナ) 分解点検	1M 12M 120M	1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.11 1.13
17条の7	重大事故等対処設備	熱交換器ユニット	予備1台	第4保管エリア	防災G	○	外観点検(ポンプ) 外観点検(熱交、ストレーナ) 分解点検	1M 12M 120M	1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.11 1.13
17条の7	重大事故等対処設備	代替循環冷却ポンプ	1台	原子炉建屋地下3階	原子炉G	○	機能・性能試験 分解点検	1C 78M	1.4 1.7 1.8 1.13
17条の7	重大事故等対処設備	フィルタ装置	3個	原子炉建屋地上1階	原子炉G	○	開放点検 機能・性能試験	130M 1C	1.5 1.7 1.9
17条の7	重大事故等対処設備	フィルタ装置出口側圧力開放板	1個	原子炉建屋地上1階	原子炉G	○	機能・性能試験	2C	1.5 1.7 1.9
17条の7	重大事故等対処設備	遠隔手動弁操作設備	3個	原子炉建屋地上1階	原子炉G	○	分解点検	26M, 65M	1.5 1.7 1.9
17条の7	重大事故等対処設備	遠隔手動弁操作設備	1個	原子炉建屋地下1階	原子炉G	○	分解点検	26M, 65M	1.5 1.7 1.9

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型窒素ガス供給装置	1台	第1保管エリア	防災G	○	機能・性能試験	1C	1.5 1.7 1.9
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型窒素ガス供給装置	1台	第4保管エリア	防災G	○	機能・性能試験	1C	1.5 1.7 1.9
17条の7	重大事故等対処設備	フィルタ装置出口放射線モニタ	2個	原子炉建屋地上2階	計測制御G	○	特性試験	1C	1.9
17条の7	重大事故等対処設備	フィルタ装置出口水素濃度	2個	原子炉建屋地上2階	計測制御G	○	特性試験	13M	1.9
17条の7	重大事故等対処設備	格納容器内水素濃度(D/W)	2個	原子炉格納容器内	計測制御G	○	特性試験	1C	1.9
17条の7	重大事故等対処設備	格納容器内水素濃度(S/C)	2個	原子炉格納容器内	計測制御G	○	特性試験	1C	1.9
17条の7	重大事故等対処設備	静的触媒式水素再結合装置	19個	原子炉建屋地上3階	原子炉G	○	機能・性能試験	1C	1.10
17条の7	重大事故等対処設備	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	8個	原子炉建屋地上3階	計測制御G	○	特性試験	1C	1.10
17条の7	重大事故等対処設備	原子炉建屋内水素濃度	2個	原子炉建屋地上3階	計測制御G	○	特性試験	1C	1.10
17条の7	重大事故等対処設備	原子炉建屋内水素濃度	1個	原子炉建屋地下2階	計測制御G	○	特性試験	1C	1.10
17条の7	重大事故等対処設備	原子炉建屋内水素濃度	3個	原子炉建屋地上1階	計測制御G	○	特性試験	1C	1.10
17条の7	重大事故等対処設備	原子炉建屋内水素濃度	1個	原子炉建屋地下1階	計測制御G	○	特性試験	1C	1.10
17条の7	重大事故等対処設備	スプレイノズル	12個 予備1個	原子炉建屋地上3階及び 中3階	防災G	○	外観点検	1C	1.11
17条の7	重大事故等対処設備	大容量送水ポンプ(タイプⅡ)	1台	第1保管エリア	防災G	○	外観点検(艤装部) 分解点検	12M 120M	1.11 1.12 1.13
17条の7	重大事故等対処設備	大容量送水ポンプ(タイプⅡ)	1台	第2保管エリア	防災G	○	外観点検(艤装部) 分解点検	12M 120M	1.11 1.12 1.13
17条の7	重大事故等対処設備	大容量送水ポンプ(タイプⅡ)	予備1台	第4保管エリア	防災G	○	外観点検(艤装部) 分解点検	12M 120M	1.11 1.12 1.13

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	放水砲	1台	第1保管エリア	防災G	○	外観点検	1C	1.11 1.12 1.13
17条の7	重大事故等対処設備	放水砲	予備1台	第4保管エリア	防災G	○	外観点検	1C	1.11 1.12 1.13
17条の7	重大事故等対処設備	使用済燃料プール水位／温度(ヒートサーモ式)	1個	原子炉建屋地上3階	計測制御G	○	特性試験	1C	1.11
17条の7	重大事故等対処設備	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量)	1個	原子炉建屋地上3階	計測制御G	○	特性試験	1C	1.11
17条の7	重大事故等対処設備	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(低線量)	1個	原子炉建屋地上3階	計測制御G	○	特性試験	1C	1.11
17条の7	重大事故等対処設備	使用済燃料プール監視カメラ	1個	原子炉建屋地上3階	電気G	○	機能・性能試験	1C	1.11
17条の7	重大事故等対処設備	シルトフェンス(南側排水路水栓用)	2組	第1保管エリア	防災G	○	外観点検	1C	1.12
17条の7	重大事故等対処設備	シルトフェンス(南側排水路水栓用)	予備1組	第4保管エリア	防災G	○	外観点検	1C	1.12
17条の7	重大事故等対処設備	シルトフェンス(タービン補機放水ピット用)	2組	第1保管エリア	防災G	○	外観点検	1C	1.12
17条の7	重大事故等対処設備	シルトフェンス(タービン補機放水ピット用)	予備1組	第4保管エリア	防災G	○	外観点検	1C	1.12
17条の7	重大事故等対処設備	シルトフェンス(北側排水路排水栓用)	2組	第1保管エリア	防災G	○	外観点検	1C	1.12
17条の7	重大事故等対処設備	シルトフェンス(北側排水路排水栓用)	予備1組	第4保管エリア	防災G	○	外観点検	1C	1.12
17条の7	重大事故等対処設備	シルトフェンス(取水口用)	2組	第1保管エリア	防災G	○	外観点検	1C	1.12
17条の7	重大事故等対処設備	シルトフェンス(取水口用)	予備1組	第4保管エリア	防災G	○	外観点検	1C	1.12
17条の7	重大事故等対処設備	泡消火薬剤混合装置	1個	第1保管エリア	防災G	○	外観点検	1C	1.12 1.13
17条の7	重大事故等対処設備	泡消火薬剤混合装置	予備1個	第4保管エリア	防災G	○	外観点検	1C	1.12 1.13

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	データ収集装置	1式	制御建屋地上3階	計測制御G	○	機能・性能試験	1C	1.15 1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	SPDS伝送装置	1式	緊急時対策建屋地下2階	計測制御G	○	機能・性能試験	1C	1.15 1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	SPDS表示装置	1式	緊急時対策建屋地下2階	計測制御G	○	機能・性能試験	1C	1.15 1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	中央制御室退避所遮蔽	1式	制御建屋地上3階	建築G	○	外観点検	1Y	1.16
17条の7	重大事故等対処設備	中央制御室退避所加圧設備(空気ポンベ)	40本 予備40本	制御建屋地上1階 制御建屋地下2階	発電管理G	○	外観点検	5Y	1.16
17条の7	重大事故等対処設備	差圧計	1個	制御建屋地上3階	計測制御G	○	特性試験	13M	1.16
17条の7	重大事故等対処設備	酸素濃度計	2個 予備1個	制御建屋地上3階	計測制御G	○	特性試験	12M	1.16
17条の7	重大事故等対処設備	二酸化炭素濃度計	2個 予備1個	制御建屋地上3階	計測制御G	○	特性試験	12M	1.16
17条の7	重大事故等対処設備	データ表示装置(待避所)	1式	制御建屋地上3階	計測制御G	○	機能・性能試験	1C	1.16
17条の7	重大事故等対処設備	無線連絡設備(固定型)	1式	制御建屋地上3階 緊急時対策建屋地下2階	技術G	○	機能・性能試験	6M	1.16 1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	衛星電話設備(固定型)	1式	制御建屋地上3階 緊急時対策建屋地下2階	技術G	○	機能・性能試験	6M	1.16 1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型照明(SA)	6個 予備1個	制御建屋地上3階	防災G	○	機能・性能試験	13M	1.16
17条の7	重大事故等対処設備	原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置	1個	原子炉建屋地上3階	原子炉G	○	機能・性能試験	1C	1.16
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型モニタリングポスト	2台	第1保管エリア	放射線管理G	○	特性試験 外観点検 機能・性能試験	1Y 1Y 1Y	1.17 1.18
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型モニタリングポスト	6台	第2保管エリア	放射線管理G	○	特性試験 外観点検 機能・性能試験	1Y 1Y 1Y	1.17 1.18
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型モニタリングポスト	予備2台	第4保管エリア	放射線管理G	○	特性試験 外観点検 機能・性能試験	1Y 1Y 1Y	1.17 1.18

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型モニタリングポスト	1台	緊急時対策建屋	放射線管理G	○	特性試験 外観点検 機能・性能試験	1Y 1Y 1Y	1.17 1.18
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型ダスト・よう素サンプラー	2台 予備1台	緊急時対策建屋	放射線管理G	○	特性試験 外観点検 機能・性能試験	6M 6M 6M	1.17
17条の7	重大事故等対処設備	γ線サーベイメータ	2台 予備1台	緊急時対策建屋	放射線管理G	○	特性試験 外観点検 機能・性能試験	6M 6M 6M	1.17
17条の7	重大事故等対処設備	β線サーベイメータ	2台 予備1台	緊急時対策建屋	放射線管理G	○	特性試験 外観点検 機能・性能試験	6M 6M 6M	1.17
17条の7	重大事故等対処設備	α線サーベイメータ	2台 予備1台	緊急時対策建屋	放射線管理G	○	特性試験 外観点検 機能・性能試験	6M 6M 6M	1.17
17条の7	重大事故等対処設備	電離箱サーベイメータ	2台 予備1台	緊急時対策建屋	放射線管理G	○	特性試験 外観点検 機能・性能試験	6M 6M 6M	1.17
17条の7	重大事故等対処設備	小型船舶	1台	第1保管エリア	放射線管理G	○	外観点検	1Y	1.17
17条の7	重大事故等対処設備	小型船舶	予備1台	第4保管エリア	放射線管理G	○	外観点検	1Y	1.17
17条の7	重大事故等対処設備	代替気象観測設備	1台	第2保管エリア	放射線管理G	○	機能・性能試験	1Y	1.17
17条の7	重大事故等対処設備	代替気象観測設備	予備1台	第4保管エリア	放射線管理G	○	機能・性能試験	1Y	1.17
17条の7	重大事故等対処設備	無線連絡設備(携帯型)	1式	制御建屋地上3階 緊急時対策建屋地下2階	技術G	○	機能・性能試験	6M	1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	衛星電話設備(携帯型)	1式	緊急時対策建屋地下2階	技術G	○	機能・性能試験	6M	1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	テレビ会議システム	1式	緊急時対策建屋地下2階	技術G	○	機能・性能試験	1Y	1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	IP電話	1式	緊急時対策建屋地下2階	技術G	○	機能・性能試験	1Y	1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	IP-FAX	1式	緊急時対策建屋地下2階	技術G	○	機能・性能試験	1Y	1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	緊急時対策所軽油タンク	2基 予備1基	緊急時対策建屋地上1階	タービンG	○	外観点検 開放点検	1Y 130M	1.18 1.19

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	緊急時対策所用高圧母線J系	2個	緊急時対策建屋地上1階	電気G	○	特性試験	6C	1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	緊急時対策所遮蔽	1式	緊急時対策建屋	建築G	○	外観点検	1Y	1.18
17条の7	重大事故等対処設備	緊急時対策所非常用送風機	1台 予備1台	緊急時対策建屋地上1階	タービンG	○	機能・性能試験	1C	1.18
17条の7	重大事故等対処設備	緊急時対策所非常用フィルタ装置	1台 予備1台	緊急時対策建屋地上1階	タービンG	○	開放点検	13M	1.18
17条の7	重大事故等対処設備	緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)	415本 予備125本	緊急時対策建屋地下1階	発電管理G	○	外観点検	5Y	1.18
17条の7	重大事故等対処設備	差圧計	1個	緊急時対策建屋地下2階	計測制御G	○	特性試験	13M	1.18
17条の7	重大事故等対処設備	酸素濃度計	1個 予備1個	緊急時対策建屋地下2階	計測制御G	○	特性試験	12M	1.18
17条の7	重大事故等対処設備	二酸化炭素濃度計	1個 予備1個	緊急時対策建屋地下2階	計測制御G	○	特性試験	12M	1.18
17条の7	重大事故等対処設備	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	1個 予備1個	緊急時対策建屋地下2階	放射線管理G	○	特性試験	12M	1.18
17条の7	重大事故等対処設備	携行型通話装置	1式	制御建屋地上3階	技術G	○	機能・性能試験	12M	1.19
17条の7	重大事故等対処設備	ブルドーザ	1台	第1保管エリア	土木G	○	外観点検	1Y	1.0
17条の7	重大事故等対処設備	ブルドーザ	予備1台	第4保管エリア	土木G	○	外観点検	1Y	1.0
17条の7	重大事故等対処設備	バックホウ	1台	第1保管エリア	土木G	○	外観点検	1Y	1.0
17条の7	重大事故等対処設備	バックホウ	予備1台	第4保管エリア	土木G	○	外観点検	1Y	1.0
17条の7	自主対策設備	ホイルローダ	1台	第1保管エリア	土木G	○	外観点検	1Y	1.0
17条の7	自主対策設備	ホイルローダ	1台	第4保管エリア	土木G	○	外観点検	1Y	1.0

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	自主対策設備	排水ポンプ	1	保管エリア	原子炉G	○	外観点検 機能・性能試験	1M 12M	1.2
17条の7	自主対策設備	排水ホース	1	保管エリア	原子炉G	○	外観点検	1M	1.2
17条の7	自主対策設備	仮設発電機	1	保管エリア	電気G	○	外観点検 機能・性能試験	1M 3M	1.2
17条の7	自主対策設備	代替直流電源用切替盤	1個	制御建屋地下1階	電気G	○	特性試験	6C	1.2 1.3 1.14
17条の7	自主対策設備	代替直流電源用変圧器	1個	制御建屋地下1階	電気G	○	特性試験	6C	1.2 1.3 1.14
17条の7	自主対策設備	薬液補給装置	1台	第1保管エリア	原子炉G	○	外観点検	1C	1.5 1.7
17条の7	自主対策設備	薬液補給装置	1台	第4保管エリア	原子炉G	○	外観点検	1C	1.5 1.7
17条の7	自主対策設備	排水設備	1式	保管エリア	原子炉G	○	外観点検	1Y	1.5 1.7
17条の7	自主対策設備	原子炉格納容器pH調整系（タンク）	2基	原子炉建屋地下3階	原子炉G	○	機能・性能試験	1C	1.7
17条の7	自主対策設備	原子炉格納容器pH調整系（ポンプ）	1台	原子炉建屋地下3階	原子炉G	○	機能・性能試験	1C	1.7
17条の7	自主対策設備	原子炉格納容器pH調整系（弁）	28台	原子炉建屋地下3階	原子炉G	○	機能・性能試験	1C	1.7
17条の7	自主対策設備	原子炉格納容器pH調整系（ヒータ）	2台	原子炉建屋地下3階	電気G	○	機能・性能試験	1C	1.7
17条の7	自主対策設備	原子炉格納容器pH調整系（計器）	1式	原子炉建屋地下3階	計測制御G	○	特性試験	13M	1.7
17条の7	自主対策設備	コリウムシールド	2個	原子炉格納容器内	原子炉G	○	機能・性能試験	1C	1.8
17条の7	自主対策設備	大型化学高所放水車	1台	第1保管エリア	防災G	○	外観点検 機能・性能試験	1M, 1Y 1M, 1Y	1.11 1.12 1.13
17条の7	自主対策設備	大型化学高所放水車	1台	第4保管エリア	防災G	○	外観点検 機能・性能試験	1M, 1Y 1M, 1Y	1.11 1.12 1.13

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	自主対策設備	化学消防自動車	1台	第3保管エリア	防災G	○	外観点検 機能・性能試験	1M, 1Y 1M, 1Y	1.11 1.12 1.13
17条の7	自主対策設備	化学消防自動車	1台	第4保管エリア	防災G	○	外観点検 機能・性能試験	1M, 1Y 1M, 1Y	1.11 1.12 1.13
17条の7	自主対策設備	シール材	1式	緊急時対策建屋	防災G	○	外観点検	1Y	1.11
17条の7	自主対策設備	接着剤	1式	緊急時対策建屋	防災G	○	外観点検	1Y	1.11
17条の7	自主対策設備	ステンレス鋼板	1式	緊急時対策建屋	防災G	○	外観点検	1Y	1.11
17条の7	自主対策設備	吊り下ろしロープ	1式	緊急時対策建屋	防災G	○	外観点検	1Y	1.11
17条の7	自主対策設備	ガンマカメラ	2台	事務建屋	原子炉G	○	外観点検 特性試験	1Y 1Y	1.12
17条の7	自主対策設備	サーモカメラ	2台	事務建屋	原子炉G	○	外観点検 特性試験	1Y 1Y	1.12
17条の7	自主対策設備	放射性物質吸着材	50個	第1保管エリア	放射線管理G	○	外観点検 特性試験	1Y 1Y	1.12
17条の7	自主対策設備	放射性物質吸着材	50個	第4保管エリア	放射線管理G	○	外観点検 特性試験	1Y 1Y	1.12
17条の7	自主対策設備	泡原液搬送車	1台	第3保管エリア	防災G	○	外観点検 特性試験	1Y 1Y	1.12
17条の7	自主対策設備	泡原液備蓄車	1台	第1保管エリア	防災G	○	外観点検 特性試験	1Y 1Y	1.12
17条の7	自主対策設備	泡原液備蓄車	1台	第4保管エリア	防災G	○	外観点検 特性試験	1Y 1Y	1.12
17条の7	自主対策設備	号炉間電力融通ケーブル（可搬型）	1セット	第2保管エリア	防災G	○	外観点検 特性試験	1Y 1Y	1.14
17条の7	自主対策設備	送受話器（ページング）（警報装置を含む。） ハンドセット	17台	中央制御室	電気G	○	機能・性能試験 外観点検	1C 1C	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	送受話器（ページング）（警報装置を含む。） ハンドセット	2台	緊急時対策所	電気G	○	機能・性能試験 外観点検	1C 1C	1.18 1.19

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	自主対策設備	送受話器（ページング）（警報装置を含む。） ハンドセット	508台	事務建屋等	電気G	○	機能・性能試験 外観点検	1C 1C	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	送受話器（ページング）（警報装置を含む。） スピーカ	11台	中央制御室	電気G	○	機能・性能試験 外観点検	1C 1C	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	送受話器（ページング）（警報装置を含む。） スピーカ	2台	緊急時対策所	電気G	○	機能・性能試験 外観点検	1C 1C	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	送受話器（ページング）（警報装置を含む。） スピーカ	922台	事務建屋等	電気G	○	機能・性能試験 外観点検	1C 1C	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	電力保安通信用電話設備 固定電話機	5台 (予備1台)	中央制御室	電気G	○	機能・性能試験	1Y	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	電力保安通信用電話設備 固定電話機	12台	緊急時対策所	電気G	○	機能・性能試験	1Y	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	電力保安通信用電話設備 固定電話機	312台	事務建屋等	電気G	○	機能・性能試験	1Y	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	電力保安通信用電話設備 PHS端末	6台	中央制御室	電気G	○	機能・性能試験	1Y	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	電力保安通信用電話設備 PHS端末	12台	緊急時対策所	電気G	○	機能・性能試験	1Y	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	電力保安通信用電話設備 PHS端末	489台	事務建屋等	電気G	○	機能・性能試験	1Y	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	電力保安通信用電話設備 FAX	1台	中央制御室	技術G	○	機能・性能試験	1Y	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	電力保安通信用電話設備 FAX	1台	緊急時対策所	技術G	○	機能・性能試験	1Y	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	電力保安通信用電話設備 FAX	10台	事務建屋等	技術G	○	機能・性能試験	1Y	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	局線加入電話設備 加入電話機	1台	中央制御室	防災G	○	機能・性能試験	1Y	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	局線加入電話設備 加入電話機	12台	緊急時対策所	防災G	○	機能・性能試験	1Y	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	局線加入電話設備 加入電話機	34台	事務建屋	防災G	○	機能・性能試験	1Y	1.18 1.19

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	自主対策設備	局線加入電話設備 加入FAX	1台	中央制御室	技術G	○	機能・性能試験	1Y	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	局線加入電話設備 加入FAX	1台	緊急時対策所	技術G	○	機能・性能試験	1Y	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	局線加入電話設備 加入FAX	10台	事務建屋等	技術G	○	機能・性能試験	1Y	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	移動無線設備 移動無線設備（固定型）	1台	中央制御室	技術G	○	機能・性能試験	6M	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	移動無線設備 移動無線設備（固定型）	1台	緊急時対策所	技術G	○	機能・性能試験	6M	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	移動無線設備 移動無線設備（固定型）	3台	事務建屋	技術G	○	機能・性能試験	6M	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	移動無線設備 移動無線設備（車載型）	1台	放射能観測車	技術G	○	機能・性能試験	6M	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）	10台	緊急時対策所	技術G	○	機能・性能試験	6M	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）	10台	事務建屋	技術G	○	機能・性能試験	6M	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	社内テレビ会議システム	1台	緊急時対策所	技術G	○	機能・性能試験	1Y	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	社内テレビ会議システム	6台	事務建屋等	技術G	○	機能・性能試験	1Y	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	放射能観測車	1台	第1保管エリア	放射線管理G	○	機能・性能試験	1Y	1.17
17条の7	自主対策設備	モニタリングポスト専用の無停電電源装置	6台	MP-1～MP-6局舎各1台	計測制御G	○	特性試験	1C	1.17
17条の7	資機材	タイベック	2,100着	資機材保管エリア、地下1階廊下、緊急時対策所	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	タイベック	147着	中央制御室	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	下着（上下セット）	2,100着	資機材保管エリア、地下1階廊下、緊急時対策所	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	資機材	下着（上下セット）	147着	中央制御室	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	帽子	2,100個	資機材保管エリア、地下1階廊下、緊急時対策所	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	帽子	147個	中央制御室	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	靴下	2,100足	資機材保管エリア、地下1階廊下、緊急時対策所	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	靴下	147足	中央制御室	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	綿手袋	2,100双	資機材保管エリア、地下1階廊下、緊急時対策所	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	綿手袋	147双	中央制御室	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	ゴム手袋	4,200双	資機材保管エリア、地下1階廊下、緊急時対策所	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	ゴム手袋	294双	中央制御室	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	全面マスク	900個	資機材保管エリア、地下1階廊下、緊急時対策所	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	全面マスク	42個	中央制御室	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	電動ファン付き全面マスク	7個	中央制御室	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	電動ファン付き全面マスクバッテリー	35個	中央制御室	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	マスク用チャコールフィルタ（2個／セット）	2,100セット	資機材保管エリア、地下1階廊下、緊急時対策所	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	マスク用チャコールフィルタ（2個／セット）	147セット	中央制御室	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	EVAスーツ（上下セット）	1,050セット	資機材保管エリア、地下1階廊下、緊急時対策所	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	資機材	EVAスーツ（上下セット）	74セット	中央制御室	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	汚染区域用靴	40足	資機材保管エリア、地下1階廊下、緊急時対策所	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	汚染区域用靴	8足	中央制御室	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	自給式呼吸器	4セット	中央制御室	発電管理G 放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.2 1.3 1.7 1.16
17条の7	資機材	耐熱服	3セット	中央制御室	発電管理G 放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.2 1.3 1.7 1.16
17条の7	資機材	タンゲステンベスト	20着	資機材保管エリア、地下1階廊下、緊急時対策所	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	タンゲステンベスト	4着	中央制御室	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	個人線量計（電子式線量計）	200台	出入管理室	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	個人線量計（電子式線量計）	14台	中央制御室	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	個人線量計（ガラスバッジ）	200台	出入管理室	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	個人線量計（ガラスバッジ）	14台	中央制御室	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	表面汚染密度測定用サーベイメータ	8台	出入管理室	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	表面汚染密度測定用サーベイメータ	4台	中央制御室	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	ガンマ線測定用サーベイメータ	8台	出入管理室	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	ガンマ線測定用サーベイメータ	4台	中央制御室	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	資機材	可搬型エリアモニタ	4台	緊急時対策所	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	可搬型エリアモニタ	4台	中央制御室	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	食料等（食料）	2,100食	資機材保管エリア、緊急時対策所	総務G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	食料等（食料）	147食	中央制御室	総務G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	食料等（飲料水（1.5リットル））	1,400本	資機材保管エリア、緊急時対策所	総務G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	食料等（飲料水（1.5リットル））	98本	中央制御室	総務G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	簡易トイレ	4,900個	資機材保管エリア、緊急時対策所	総務G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	簡易トイレ	30個	中央制御室	総務G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	ヨウ素剤	800錠	緊急時対策所	総務G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	ヨウ素剤	56錠	中央制御室	総務G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	養生シート（床用）	8巻	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	養生シート（壁用）	12巻	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	バリア	9個	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	フェンス	24枚	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	積層シート	3枚	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	棚	2台	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	資機材	ヘルメット掛け	1台	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	ゴミ袋	7個	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	ポリ袋	100枚	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	テープ	5巻	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	ウエス	2箱	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	ウェットティッシュ	50個	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	はさみ	3丁	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	カッター	3本	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	マジック	3本	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	除染エリア用ハウス	1式	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	簡易シャワー	1台	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	ポリタンク	1台	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	トレイ	1個	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	バケツ	2個	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	乾電池内蔵型照明	6台 (予備1台)	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	養生シート(床用)	2巻	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	資機材	養生シート（壁用）	12巻	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	テープ	20巻	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	積層シート	6枚	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	ゴミ袋	7個	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	ポリ袋	100枚	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	ウエス	2箱	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	ウェットティッシュ	50個	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	はさみ	3丁	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	カッター	3本	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	マジック	3本	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	バリア	8個	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	フェンス	12枚	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	ヘルメット掛け	2台	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	棚	2台	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	除染エリア用ハウス	1式	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	簡易シャワー	1台	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	資機材	ポリタンク	1台	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	トレイ	1個	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	バケツ	2個	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	可搬型空気浄化設備	1台 (予備1台)	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	可搬型空気浄化設備用ダクト	1式	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	乾電池内蔵型照明	5台 (予備1台)	中央制御室	発電管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	一般テレビ（回線、機器）	1式	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	社内パソコン（回線、機器）	1式	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	可搬型照明（ヘッドライト）	7個 予備3個	中央制御室	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	可搬型照明（ヘッドライト）	100個	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	可搬型照明（ランタン）	3個 予備1個	中央制御室	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	可搬型照明（ランタン）	60個	緊急時対策所	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.18
17条の7	資機材	可搬型照明（懐中電灯）	7個 予備3個	中央制御室	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.16
17条の7	資機材	検出器保護カバー	12台	モニタリングポスト局舎	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.17
17条の7	資機材	養生シート	1式	中央制御室 緊急時対策所	放射線管理G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	1.17
17条の7	大規模損壊	治具	1個	第2保管エリア	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	2.1

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	大規模損壊	治具	1個	第3保管エリア	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	2.1
17条の7	大規模損壊	治具	1個	第4保管エリア	防災G	—	発電所対策本部運営要領書による	発電所対策本部運営要領書による	2.1

4. サーベイランス頻度の設定について

BWR 6 社で作成した「保安規定変更に係る基本方針」(令和元年8月1日 改訂3) (以下、「基本方針」という。) では、運転上の制限を設定している設備に対する定期的に運転上の制限を満足しているかの確認 (以下、「サーベイランス」という。) を実施する頻度について、以下のとおり整理している。[記載箇所：4.2-2 頁]

4.2 サーベランスの設定方針

(2) サーベランス頻度

b. 重大事故等対処設備のサーベランス頻度の設定

重大事故等対処設備には常設設備と可搬設備があり、常設設備は系統に接続されているか、容易に接続可能な状態となっており、可搬設備については系統と切り離して保管された状態となっている。この可搬設備のサーベランス頻度は、運用管理の観点から当面、保守管理計画に定める点検計画の点検頻度のうち最も短い3ヶ月毎を上限とする。常設設備については、保守管理計画に定める点検計画の点検・補修の実施頻度以内で設定する。

5. 女川原子力発電所2号炉におけるサーベイランス頻度の設定

女川原子力発電所2号炉に整備する常設および可搬設備の重大事故等対処設備の点検計画（案）と、女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）に記載しているサーベイランスの内容および頻度について、別紙のとおり整理し、すべての重大事故等対処設備について、点検計画実施頻度以内にサーベイランスを規定することを確認する。

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
代替制御棒挿入機能	66-1-1	機能を確認する。	定事検停止時	ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)	1. 機能・性能試験	1 C
原子炉圧力高	66-1-1	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	原子炉圧力 (ATWS) (B21-PT045A～C)	1. 特性試験	1 3 M
		チャンネル校正を実施する。	定事検停止時		1. 機能・性能試験	1 C
		論理回路機能を確認する。	定事検停止時		1. 機能・性能試験	1 C
原子炉水位異常低 (L 2)	66-1-1	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	原子炉水位 (広帯域) (PLR) (B21-LT036A～D)	1. 特性試験	1 3 M
		チャンネル校正を実施する。	定事検停止時		1. 機能・性能試験	1 C
		論理回路機能を確認する。	定事検停止時		1. 機能・性能試験	1 C
手動	66-1-1	論理回路機能を確認する。	定事検停止時	手動 (ARI 論理手動挿入スイッチ)	1. 機能・性能試験	1 C
代替原子炉再循環ポンプト リップ機能	66-1-2	機能を確認する。	定事検停止時	ATWS 緩和設備 (代替原子炉再循環ボンプトリップ機能)	1. 機能・性能試験	1 C
原子炉圧力高	66-1-2	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	原子炉圧力 (ATWS) (B21-PT045A～C)	1. 特性試験	1 3 M
		チャンネル校正を実施する。	定事検停止時		1. 機能・性能試験	1 C
		論理回路機能を確認する。	定事検停止時		1. 機能・性能試験	1 C
原子炉水位異常低 (L 2)	66-1-2	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	原子炉水位 (広帯域) (PLR) (B21-LT036A～D)	1. 特性試験	1 3 M
		チャンネル校正を実施する。	定事検停止時		1. 機能・性能試験	1 C
		論理回路機能を確認する。	定事検停止時		1. 機能・性能試験	1 C
手動 (代替原子炉再循環ボンプトリップしや断器)	66-1-2	論理回路機能を確認する。	定事検停止時	手動 (代替原子炉再循環ポンプトリップしや断器)	1. 機能・性能試験	1 C
自動減圧系作動阻止機能	66-1-3	機能を確認する。	定事検停止時	ATWS 緩和設備 (自動減圧系作動阻止機能)	1. 機能・性能試験	1 C
原子炉水位異常低 (L 2)	66-1-3	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヵ月に1回	原子炉水位 (広帯域) (PLR) (B21-LT036C/D) 原子炉水位 (広帯域) (RCIC/RHR(A)～ (C)/LPCS/ADS(A)(B)) (B21-LT037A～D)	1. 特性試験	1 3 M
		チャンネル校正を実施する。	定事検停止時		1. 機能・性能試験	1 C
		論理回路機能を確認する。	定事検停止時		1. 機能・性能試験	1 C
中性子束高	66-1-3	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヵ月に1回	APRM レベル (C51-NS620A～F)	1. 特性試験	1 3 M
		チャンネル校正を実施する。	定事検停止時		1. 機能・性能試験	1 C
		論理回路機能を確認する。	定事検停止時		1. 機能・性能試験	1 C
手動	66-1-3	論理回路機能を確認する。	定事検停止時	手動 (自動減圧系作動阻止操作スイッチ)	1. 機能・性能試験	1 C

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）				
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度		
高圧代替注水系ポンプ	66-2-1	原子炉圧力が 1.04MPa[gage]相当*において、高圧代替注水系ポンプの流量が [] m ³ /h 以上で、揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて [] m 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。 ※：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。	定事検停止後の原子炉起動中に1回	高圧代替注水系タービンポンプ (E61-C001)	1. 機能・性能試験	1 C		
	66-2-1	原子炉圧力が 1.04MPa[gage]以上において、高圧代替注水系ポンプの流量が [] m ³ /h 以上で、揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて [] m 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1ヶ月に1回					
HPAC 注入弁 FPMUW ポンプ吸込弁 RCIC 蒸気供給ライン分離弁	66-2-1	中央制御室の操作スイッチにより、RCIC 蒸気供給ライン分離弁が閉することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回	HPAC 注入弁 (E61-F003) FPMUW ポンプ吸込弁 (P15-F001) RCIC 蒸気供給ライン分離弁 (E51-F082)	1. 分解点検	1 3 0 M		
	66-2-1	原子炉圧力が 1.04MPa[gage]相当において、中央制御室の操作スイッチにより、HPAC 注入弁が閉することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回					
	66-2-1	原子炉圧力が 1.04MPa[gage]以上において、中央制御室の操作スイッチにより、HPAC 注入弁が閉することおよびFPMUW ポンプ吸込弁が閉することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回					
高圧代替注水系および原子炉隔離時冷却系（現場起動）	66-2-2	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が 1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、高圧代替注水系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作用レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回	左記サーベイランスは、資機材等の確認により運転上の制限を担保するためのものであり、点検計画における「点検及び試験の項目」等に準拠するものではない。				
	66-2-2	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が 1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作用レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回	左記サーベイランスは、資機材等の確認により運転上の制限を担保するためのものであり、点検計画における「点検及び試験の項目」等に準拠するものではない。				
ほう酸水注入系ポンプ	66-2-3	定事検停止時に、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が [] MPa[gage]以上であることを確認する。	定事検停止時	ほう酸水注入系ポンプ (C41-C001A, B)	1. 機能・性能試験	1 C		

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
		原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が [] MPa[gage]以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態であることを確認する。	1ヶ月に1回			
ほう酸水注入系貯蔵タンク	66-2-3	原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系貯蔵タンクの水位および温度が図 24-1, 2 の範囲内にあることを確認する。	毎日1回	左記サーベイランスは、水量、濃度等の確認により運転上の制限を担保するためのものであり、点検計画における「点検及び試験の項目」等に準拠するものではない。		
代替自動減圧機能	66-3-1	機能を確認する。	定事検停止時	代替自動減圧機能	1. 機能・性能試験	1 C
原子炉水位異常低（L 1）	66-3-1	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が 0.77MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。 論理回路機能を確認する。	1ヶ月に1回 定事検停止時 定事検停止時	原子炉水位（広帯域）(RCIC/RHR(A)～(C)/LPCS/ADS(A)(B)) (B21-LT037A～D)	1. 特性試験 1. 機能・性能試験	1 3 M
原子炉水位低（L 3）	66-3-1	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が 0.77MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。 論理回路機能を確認する。	1ヶ月に1回 定事検停止時 定事検停止時	原子炉水位（広帯域）(RCIC/RHR(A)～(C)/LPCS/ADS(A)(B)) (B21-LT037A～D)	1. 特性試験 1. 機能・性能試験	1 3 M
低圧炉心スプレイ系ポンプ 出口圧力高	66-3-1	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が 0.77MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。 論理回路機能を確認する。	1ヶ月に1回 定事検停止時 定事検停止時	LPCS ポンプ出口圧力 (E21-PT005)	1. 特性試験 1. 機能・性能試験	1 3 M
残留熱除去系ポンプ出口圧 力高	66-3-1	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が 0.77MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。 論理回路機能を確認する。	1ヶ月に1回 定事検停止時 定事検停止時	RHR ポンプ(A)～(C)出口圧力 (E11-PT005A～C)	1. 特性試験 1. 機能・性能試験	1 3 M
始動タイマ	66-3-1	チャンネル校正を実施する。 論理回路機能を確認する。	定事検停止時	限時繼電器 (B21-T702A, B)	1. 特性試験 1. 機能・性能試験	1 3 M 1 C
主蒸気逃がし安全弁（手動 減圧）	66-3-2	主蒸気逃がし安全弁の性能を確認する。	定事検停止時	主蒸気逃がし安全弁	1. 機能・性能試験	1 C
125V 直流電源切替盤	66-3-3	原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、125V 直流電源切替盤が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	125V 直流電源切替盤 2A, 2B (R42-P715, P716)	1. 特性試験	1 C

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池	66-3-3	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池の蓄電池電圧が 136V 以上であることを確認する。	定事検停止時	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池	1. 機能・性能試験	1 C
		原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
HPIN 常用非常用窒素ガス連絡弁(A)(B) HPIN 非常用窒素ガス入口弁(A)(B)	66-3-3	高压窒素ガス供給系 A 系および B 系の供給圧力の設定値が 1.13MPa[gage]以上に設定できることを確認するとともに、HPIN 常用非常用窒素ガス連絡弁(A), HPIN 常用非常用窒素ガス連絡弁(B), HPIN 非常用窒素ガス入口弁(A)および HPIN 非常用窒素ガス入口弁(B)動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	HPIN 常用非常用窒素ガス連絡弁(A)(B) (P54-M0-F069A, B) HPIN 非常用窒素ガス入口弁(A)(B) (P54-M0-F060A, B)	1. 分解点検	1 3 0 M
高压窒素ガスポンベ（高压 窒素ガス供給系（非常用））	66-3-3	原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高压窒素ガスポンベの外観点検および規定圧力を確認し、使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	高压窒素ガス供給系窒素ガスポンベ(A)(B)	1. 外観点検	5 Y
代替 HPIN 第一隔離弁 代替 HPIN 窒素排気出口弁	66-3-3	代替高压窒素ガス供給系の供給圧力の設定値が [] MPa[gage]以上に設定できることを確認するとともに、代替HPIN第一隔離弁および代替HPIN窒素排気出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	代替 HPIN 第一隔離弁(A)(B) (P54-M0-F104A, B) 代替 HPIN 窒素排 氣出口弁(A-1)(A-2)(B-1)(B-2) (P54-M0-F105A-1, A-2, B-1, B-2)	1. 分解点検	1 3 0 M
高压窒素ガスポンベ（代替 高压窒素ガス供給系）	66-3-3	原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高压窒素ガスポンベの外観点検および規定圧力を確認し、使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	代替高压窒素ガス供給設備窒素ガス ポンベ(A)(B)	1. 外観点検	5 Y
復水移送ポンプ	66-4-1	復水移送ポンプ 1 台運転にて流量が [] m ³ /h 以上で、揚程が [] m 以上および復水移送ポンプ 2 台で流量が [] m ³ /h 以上で、揚程が [] m 以上であることを確認する。	定事検停止時	復水移送ポンプ (P13-C001A, B, C)	1. 機能・性能試験	2 6 M
	66-4-1	原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、復水移送ポンプ 2 台が動作可能であること、冷温停止および燃料交換※においては、復水移送ポンプ 1 台が動作可能であることを確認する***。 ※：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 ※※：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	1ヶ月に1回			

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
CRD 復水入口弁 T/B 緊急時隔離弁 R/B B1F 緊急時隔離弁 R/B 1F 緊急時隔離弁 復水貯蔵タンク常用，非常用給水管連絡ライン止め弁	66-4-1	CRD 復水入口弁，T/B 緊急時隔離弁，R/B B1F 緊急時隔離弁，R/B 1F 緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用，非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また，動作確認後，動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	CRD 復水入口弁 (P13-M0-F010) T/B 緊急時隔離弁 (P13-M0-F070) R/B B1F 緊急時隔離弁 (P13-M0-F071) R/B 1F 緊急時隔離弁 (P13-M0-F171) 復水貯蔵タンク常用，非常用給水管連絡ライン止め弁 (P13-M0-F073)	1. 分解点検	1 3 0 M
RHR LPCI 注入隔離弁 RHR ヘッドスプレイライン 洗浄流量調整弁 RHR B 系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 MUWC サンプリング取出止め弁 FPMUW ポンプ吸込弁	66-4-1	原子炉の状態が運転，起動，高温停止，冷温停止および燃料交換※において，RHR A 系(B 系)LPCI 注入隔離弁，RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁，RHR B 系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁，MUWC サンプリング取出止め弁およびFPMUW ポンプ吸込弁が動作可能であることを確認する。また，動作確認後，動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 ※：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で，かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され，かつプールゲートが閉の場合	1 ヶ月に 1 回	RHR A/B 系 LPCI 注入隔離弁 (E11-M0-F004A, B) RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 (E11-M0-F062A) RHR B 系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 (E11-M0-F062B) MUWC サンプリング取出止め弁 (P13-M0-F022) FPMUW ポンプ吸込弁 (P15-M0-F001)	1. 分解点検	5 2 M
直流駆動低圧注水系ポンプ	66-4-2	直流駆動低圧注水系ポンプの流量が □ m ³ /h 以上で，揚程が □ m 以上であることを確認する。	定事検停止時	直流駆動低圧注水系ポンプ (E71-C001)	1. 機能・性能試験	1 C
DCLI ポンプ吸込弁 DCLI 注入流量調整弁 HPCS 注入隔離弁 FPMUW ポンプ吸込弁	66-4-2	原子炉の状態が運転，起動および高温停止において，直流駆動低圧注水系ポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	HPCS 注入隔離弁 (E22-M0F003) DCLI ポンプ吸込弁 (E71-M0-F002) DCLI 注入流量調整弁 (E71-M0-F007) FPMUW ポンプ吸込弁 (P15-M0-F001)	1. 分解点検 1. 分解点検	6 5 M 1 3 0 M

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
HPCS 注入隔離弁	66-4-2	HPCS 注入隔離弁の現場操作に必要な手動操作用レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。		1ヶ月に1回	左記サーベイランスは、資機材等の確認により運転上の制限を担保するためのものであり、点検計画における「点検及び試験の項目」等に準拠するものではない。	
—	66-4-3	—		—	—	
フィルタ装置	66-5-1	フィルタ装置の性能を確認する。	定事検停止時	フィルタ装置(A)～(C) (T63-A001A～C)	1. 機能・性能試験	1 C
		原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉格納容器フィルタベント系が使用可能であることを確認する。また、系統が窒素置換されていることを系統圧力が保持されていることにより確認する。	1ヶ月に1回			
		フィルタ装置のスクラバ溶液の [] の濃度が [] wt%以上であることおよび pH が 13 以上であることを確認する。	定事検停止時の原子炉起動前に1回	左記サーベイランスは、水量、濃度等の確認により運転上の制限を担保するためのものであり、点検計画における「点検及び試験の項目」等に準拠するものではない。	左記サーベイランスは、水量、濃度等の確認により運転上の制限を担保するためのものであり、点検計画における「点検及び試験の項目」等に準拠するものではない。	左記サーベイランスは、水量、濃度等の確認により運転上の制限を担保するためのものであり、点検計画における「点検及び試験の項目」等に準拠するものではない。
		原子炉の状態が運転、起動および高温停止においてフィルタ装置のスクラバ水位が [] mm以上および [] mm以下であることを確認する。	1ヶ月に1回			
ベント用 SGTS 側隔離弁 格納容器排気 SGTS 側止め弁 ベント用 HVAC 側隔離弁 格納容器排気 HVAC 側止め弁 PCV 耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁 PCV 耐圧強化ベント用連絡配管止め弁 FCVS ベントライン隔離弁(A) FCVS ベントライン隔離弁(B) S/C ベント用出口隔離弁 D/W ベント用出口隔離弁 遠隔手動弁操作設備	66-5-1	ベント用 SGTS 側隔離弁、格納容器排気 SGTS 側止め弁、ベント用 HVAC 側隔離弁、格納容器排気 HVAC 側止め弁、PCV 耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁、PCV 耐圧強化ベント用連絡配管止め弁、FCVS ベントライン隔離弁(A), FCVS ベントライン隔離弁(B), S/C ベント用出口隔離弁、D/W ベント用出口隔離弁および遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	電動駆動弁、空気駆動弁及び遠隔手動弁操作設備 (T48-A0-F020, F045, F021, F046) (T48-M0-F019, F022, F043, F044) (T63-M0-F001, F002)	1. 分解点検	2 6 M

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
ベント用 SGTS 側隔離弁 格納容器排気 SGTS 側止め弁 ベント用 HVAC 側隔離弁 格納容器排気 HVAC 側止め弁 PCV 耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁 PCV 耐圧強化ベント用連絡配管止め弁 FCVS ベントライン隔離弁(A) FCVS ベントライン隔離弁(B) S/C ベント用出口隔離弁 D/W ベント用出口隔離弁 遠隔手動弁操作設備	66-5-2	非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (A), 非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (B), ベント用 SGTS 側隔離弁, 格納容器排気 SGTS 側止め弁, ベント用 HVAC 側隔離弁, 格納容器排気 HVAC 側止め弁, FCVS ベントライン隔離弁 (A), FCVS ベントライン隔離弁 (B), PCV 耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁, PCV 耐圧強化ベント用連絡配管止め弁, S/C ベント用出口隔離弁, D/W ベント用出口隔離弁および遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	電動駆動弁, 空気駆動弁及び遠隔手動弁操作設備 (T46-M0-F003A, F003B)	1. 分解点検	6 5 M
耐圧強化ベント系	66-5-2	原子炉の状態が運転, 起動および高温停止において, 耐圧強化ベント系が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に 1回	(T63-M0-F001, F002) (T48-A0-F020, F045, F021, F046) (T48-M0-F019, F022, F043, F044)	1. 分解点検	2 6 M
可搬型窒素ガス供給装置	66-5-3	可搬型窒素ガス供給装置の吐出圧力が [] kPa[gage], 流量が [] Nm ³ /h 以上 (窒素純度 [] vol%以上*にて) であることを確認する。 ※ : 酸素濃度 1 %未満であることをもって確認する。	定事検停止時	可搬型窒素ガス供給装置	1. 機能・性能試験	1 C
	66-5-3	原子炉の状態が運転, 起動および高温停止において, 可搬型窒素ガス供給装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に 1回			
電動駆動弁及び空気駆動弁	66-5-3	ベント用 SGTS 側隔離弁, 格納容器排気 SGTS 側止め弁, ベント用 HVAC 側隔離弁, 格納容器排気 HVAC 側止め弁, PCV 耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁, PCV 耐圧強化ベント用連絡配管止め弁, FCVS ベントライン隔離弁 (A), FCVS ベントライン隔離弁 (B), S/C ベント用出口隔離弁, D/W ベント用出口隔離弁, D/W 補給用窒素ガス供給用第一隔離弁, S/C 側 PSA 窒素供給ライン第一隔離弁および遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	電動駆動弁及び空気駆動弁 (T63-M0-F001, F002) (T48-A0-F020, F045, F021, F046) (T48-M0-F019, F022, F043, F044, F063, F061)	1. 分解点検	2 6 M

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
熱交換器ユニット	66-5-4	熱交換器ユニットの淡水ポンプの流量および揚程が以下を満足していることを確認する。 流量が □ m ³ /h 以上で揚程が □ m 以上。	2年に1回	熱交換器ユニット	1. 分解点検	120M
	66-5-4	熱交換器ユニットが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
RCW 常用冷却水供給側分離弁 RCW 常用冷却水戻り側分離弁 RCW 代替冷却水不要負荷分離弁	66-5-4	RCW 常用冷却水供給側分離弁 (A), RCW 常用冷却水供給側分離弁 (B), RCW 常用冷却水戻り側分離弁 (A), RCW 常用冷却水戻り側分離弁 (B), RCW 代替冷却水不要負荷分離弁 (A), および RCW 代替冷却水不要負荷分離弁 (B) が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	RCW 常用冷却水供給側分離弁 (P42-M0-F091A, B) RCW 常用冷却水戻り側分離弁 (P42-M0-F092A, B) RCW 代替冷却水不要負荷分離弁 (P42-M0-F251, 261)	1. 分解点検	130M
RHR 熱交換器冷却水出口弁 FPC 熱交換器冷却水出口弁	66-5-4	RHR 熱交換器 (A) 冷却水出口弁, RHR 熱交換器 (B) 冷却水出口弁, FPC 熱交換器 (A) 冷却水出口弁および FPC 熱交換器 (B) 冷却水出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	RHR 熱交換器冷却水出口弁 (P42-M0-F013A, B) FPC 熱交換器冷却水出口弁 (P42-M0-F034A, B)	1. 分解点検	65M
代替循環冷却ポンプ	66-5-5	代替循環冷却ポンプの流量が □ m ³ /h 以上で、揚程が □ m 以上であることを確認する。	定事検停止時	代替循環冷却ポンプ (E11-C002)	1. 機能・性能試験	1C
	66-5-5	原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、代替循環冷却ポンプが動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回			
RHR MUWC 連絡第一弁 RHR MUWC 連絡第二弁	66-5-5	RHR MUWC 連絡第一弁および RHR MUWC 連絡第二弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	RHR MUWC 連絡第一弁 (E11-M0-F086) RHR MUWC 連絡第二弁 (E11-M0-F087)	1. 分解点検	130M
T/B 緊急時隔離弁 R/B B1F 緊急時隔離弁 R/B 1F 緊急時隔離弁	66-5-5	T/B 緊急時隔離弁, R/B B1F 緊急時隔離弁および R/B 1F 緊急時隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	T/B 緊急時隔離弁 (P13-M0-F070) R/B B1F 緊急時隔離弁 (P13-M0-F071) R/B 1F 緊急時隔離弁 (P13-M0-F171)	1. 分解点検	130M
代替循環冷却ポンプバイパス弁 代替循環冷却ポンプ吸込弁 代替循環冷却ポンプ流量調整弁 RHR A 系 LPCI 注入隔離弁	66-5-5	原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、代替循環冷却ポンプバイパス弁、代替循環冷却ポンプ吸込弁、代替循環冷却ポンプ流量調整弁、RHR A 系 LPCI 注入隔離弁、RHR 熱交換器 (A) バイパス弁、RHR A 系格納容器スプレイ隔離弁および RHR A 系格納容器スプレイ流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉	1ヶ月に1回	代替循環冷却ポンプバイパス弁 (E11-M0-F083) 代替循環冷却ポンプ吸込弁 (E11-M0-F080) 代替循環冷却ポンプ流量調整弁 (E11-M0-F082)	1. 分解点検	130M

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
RHR 熱交換器(A)バイパス弁 RHR A 系格納容器スプレイ隔離弁 RHR A 系格納容器スプレイ流量調整弁		状態を確認する。		RHR A 系 LPCI 注入隔離弁 (E11-M0-F004A) RHR(A) 熱交換器バイパス弁 (E11-M0-F003A) RHR A 系格納容器スプレイ隔離弁 (E11-M0-F010A) RHR A 系格納容器スプレイ流量調整弁 (E11-M0-F009A)	1. 分解点検	5 2 M
RHR B 系 LPCI 注入隔離弁 RHR B 系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁	66-5-5	原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、RHR B 系 LPCI 注入隔離弁および RHR B 系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1 ヶ月に 1 回	RHR B 系 LPCI 注入隔離弁 (E11-M0-F004B) RHR B 系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 (E11-M0-F062B)	1. 分解点検	5 2 M
—	66-5-6	—	—	—	—	—
復水移送ポンプ	66-6-1	復水移送ポンプ 2 台運転にて流量が □ m ³ /h 以上、揚程が □ m 以上であることを確認する。	定事検停止時	復水移送ポンプ (P13-C001A, B, C)	1. 機能・性能試験	2 6 M
	66-6-1	原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ 2 台が動作可能であることを確認する*。 ※：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。	1 ヶ月に 1 回			
CRD 復水入口弁 T/B 緊急時隔離弁 R/B B1F 緊急時隔離弁 R/B 1F 緊急時隔離弁 復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁	66-6-1	CRD 復水入口弁、T/B 緊急時隔離弁、R/BB1F 緊急時隔離弁、R/B 1F 緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	CRD 復水入口弁 (P13-M0-F010) T/B 緊急時隔離弁 (P13-M0-F070) R/B B1F 緊急時隔離弁 (P13-M0-F071) R/B 1F 緊急時隔離弁 (P13-M0-F171) 復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁 (P13-M0-F073)	1. 分解点検	1 3 0 M
MUWC サンプリング取出止め弁 FPMUW ポンプ吸込弁 RHR ヘッドスプレイライン	66-6-1	原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、MUWC サンプリング取出止め弁、FPMUW ポンプ吸込弁、RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁、RHR B 系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁、RHR A 系格納容器スプレイ隔離弁、RHR B 系格納容器スプレー	1 ヶ月に 1 回	MUWC サンプリング取出止め弁 (P13-M0-F022) FPMUW ポンプ吸込弁 (P15-M0-F001)	1. 分解点検	1 3 0 M

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
洗浄流量調整弁 RHR B 系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 RHR A 系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B 系格納容器スプレイ隔離弁 RHR A 系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B 系格納容器スプレイ流量調整弁		イ隔離弁, RHR A 系格納容器スプレイ流量調整弁およびRHR B 系格納容器スプレイ流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。		RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 (E11-M0-F062A) RHR B 系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 (E11-M0-F062B) RHR A 系格納容器スプレイ隔離弁 (E11-M0-F010A) RHR B 系格納容器スプレイ隔離弁 (E11-M0-F010B) RHR A 系格納容器スプレイ流量調整弁 (E11-M0-F009A) RHR B 系格納容器スプレイ流量調整弁 (E11-M0-F009B)	1. 分解点検	6 5 M
—	66-6-2	—	—	—	—	—
復水移送ポンプ	66-7-1	復水移送ポンプ 1 台運転にて流量が □ m ³ /h 以上で、揚程が □ m 以上および流量が □ m ³ /h 以上で、揚程が □ m 以上であることを確認する。	定事検停止時	復水移送ポンプ (P13-C001A, B, C)	1. 機能・性能試験	2 6 M
	66-7-1	原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、復水移送ポンプ 1 台が動作可能であることを確認する*。 ※：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。	1 ケ月に 1 回			
CRD 復水入口弁 復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁 T/B 緊急時隔離弁 R/B B1F 緊急時隔離弁 R/B 1F 緊急時隔離弁	66-7-1	CRD 復水入口弁, T/B 緊急時隔離弁, R/B B1F 緊急時隔離弁および R/B 1F 緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	CRD 復水入口弁 (P13-M0-F010) T/B 緊急時隔離弁 (P13-M0-F070) R/B B1F 緊急時隔離弁 (P13-M0-F071) R/B 1F 緊急時隔離弁 (P13-M0-F171) 復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁 (P13-M0-F073)	1. 分解点検	1 3 0 M

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
MUWC サンプリング取出止め弁 FPMUW ポンプ吸込弁 原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁 原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁	66-7-1	原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、MUWC サンプリング取出止め弁、FPMUW ポンプ吸込弁、原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁および原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1カ月に1回	MUWC サンプリング取出止め弁 (P13-M0-F022) FPMUW ポンプ吸込弁 (P15-M0-F001) 原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁 (P13-M0-F180) 原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁 (P13-M0-F179)	1. 分解点検	130M
代替循環冷却ポンプ	66-7-2	代替循環冷却ポンプの流量が □ m³/h 以上で、揚程が □ m 以上であることを確認する。	定事検停止時	代替循環冷却ポンプ (E11-C002)	1. 機能・性能試験	1C
	66-7-2	原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、代替循環冷却ポンプを起動し、が動作可能であることを確認する。	1カ月に1回			
RHR MUWC 連絡第一弁 RHR MUWC 連絡第二弁 T/B 緊急時隔離弁 R/B B1F 緊急時隔離弁 R/B 1F 緊急時隔離弁	66-7-2	RHR MUWC 連絡第一弁、RHR MUWC 連絡第二弁、T/B 緊急時隔離弁、R/B B1F 緊急時隔離弁およびR/B 1F 緊急時隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	RHR MUWC 連絡第一弁 (E11-M0-F086) RHR MUWC 連絡第二弁 (E11-M0-F087) T/B 緊急時隔離弁 (P13-M0-F070) R/B B1F 緊急時隔離弁 (P13-M0-F071) R/B 1F 緊急時隔離弁 (P13-M0-F171)	1. 分解点検	130M
代替循環冷却ポンプバイパス弁 代替循環冷却ポンプ吸込弁 代替循環冷却ポンプ流量調整弁 原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁 原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁	66-7-2	原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、代替循環冷却ポンプバイパス弁、代替循環冷却ポンプ吸込弁、代替循環冷却ポンプ流量調整弁、原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁および原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1カ月に1回	代替循環冷却ポンプバイパス弁 (E11-M0-F083) 代替循環冷却ポンプ吸込弁 (E11-M0-F080) 代替循環冷却ポンプ流量調整弁 (E11-M0-F082) 原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁 (P13-M0-F179) 原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁 (P13-M0-F180)	1. 分解点検	130M
—	66-7-3	—	—	—	—	—
静的触媒式水素再結合装置	66-8-1	静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを確認する。	定事検停止時	静的触媒式水素再結合装置 (T71-D001～D019)	1. 機能・性能試験	1C

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
	66-8-1	原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※において、所要数の静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを外観点検により確認する。 ※：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合	1ヶ月に1回			
原子炉建屋水素濃度監視設備	66-8-2	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	原子炉建屋内水素濃度 (T71-H ₂ E101A, B) (T71-H ₂ E201～205)	1. 特性試験	1 C
	66-8-2	原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※において、動作不能でないことを指示により確認する。 ※：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合	1ヶ月に1回			
—	66-9-1	—	—	—	—	—
スプレイノズル	66-9-2	スプレイノズルが使用可能であることを外観点検により確認する。	3カ月に1回	スプレイノズル	1. 外観点検	1 C
燃料プール冷却浄化系ポンプ	66-9-3	燃料プール冷却浄化系ポンプの流量が □ m ³ /h 以上で、揚程が □ m 以上であることを確認する。	1年に1回	燃料プール冷却浄化系ポンプ (G41-C001A, B)	1. 機能・性能試験	1 C
	66-9-3	燃料プール冷却浄化系ポンプが起動すること※を確認する。 ※：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	1カ月に1回			
FPC ろ過脱塩装置入口第一弁 FPC ろ過脱塩装置入口第二弁 FPC 熱交換器(A)入口弁 FPC 熱交換器(B)入口弁 FPC ろ過脱塩装置出口弁 FPC ろ過脱塩装置バイパス弁	66-9-3	FPC ろ過脱塩装置入口第一弁, FPC ろ過脱塩装置入口第二弁, FPC 熱交換器 (A) 入口弁, FPC 熱交換器 (B) 入口弁, FPC ろ過脱塩装置出口弁およびFPC ろ過脱塩装置バイパス弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1年に1回	FPC ろ過脱塩装置出口弁 (G41-M0-F013) FPC ろ過脱塩装置入口第一弁 (G41-M0-F005A) FPC ろ過脱塩装置入口第二弁 (G41-M0-F005B) FPC 熱交換器(A)入口弁 (G41-M0-F014A) FPC 熱交換器(B)入口弁 (G41-M0-F014B) FPC ろ過脱塩装置バイパス弁 (G41-M0-F020A, B)	1. 分解点検 1. 分解点検	6 5 M 1 3 0 M
使用済燃料貯蔵プール水位	66-9-4	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	使用済燃料貯蔵プール水位／温度	1. 特性試験	1 C

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
／温度（ガイドパルス式）		使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	(ガイドパルス式) (G41-LE201, G41-TE-201, 202)		
使用済燃料貯蔵プール水位 ／温度（ヒートサーモ式）	66-9-4	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	使用済燃料貯蔵プール水位／温度 (ヒートサーモ式) (G41-L/TE107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, G41-TE121)	1. 特性試験	1 C
		使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回			
使用済燃料プール上部空間 放射線モニタ（高線量、低線量）	66-9-4	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量） (D21-RE044) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（低線量） (D21-RE043)	1. 特性試験	1 C
		使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回			
使用済燃料プール監視カメラ	66-9-4	機能を確認する。	定事検停止時	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ (G41-ITV001)	1. 機能・性能試験	1 C
		使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回			
放水砲	66-10-1	放水砲が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放水砲	1. 外観点検	1 C
泡消火薬剤混合装置	66-10-1	泡消火薬剤混合装置が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	泡消火薬剤混合装置	1. 外観点検	1 C
		泡消火薬剤の備蓄量が 646L 以上あることを確認する。	3ヶ月に1回	左記サーベイランスは、水量、濃度等の確認により運転上の制限を担保するためのものであり、点検計画における「点検及び試験の項目」等に準拠するものではない。		
シルトフェンス	66-10-2	シルトフェンスについて、所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	シルトフェンス（南側排水路排水柵） シルトフェンス（北側排水路排水柵） シルトフェンス（タービン補機放水ピット） シルトフェンス（取水口）	1. 外観点検	1 C

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
復水貯蔵タンク	66-11-1	原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換*において、復水貯蔵タンクの水位を確認する。 ※：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合	24時間に1回	左記サーベイランスは、水量、濃度等の確認により運転上の制限を担保するためのものであり、点検計画における「点検及び試験の項目」等に準拠するものではない。		
—	66-11-2	—	—	—	—	—
—	66-11-3	—	—	—	—	—
ガスタービン発電機	66-12-1	ガスタービン発電機が模擬信号で作動することおよび運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	定事検停止時	ガスタービン発電機	1. 機能・性能試験	1 C
	66-12-1	ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回			
ガスタービン発電設備燃料 移送ポンプ	66-12-1	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ (R45-C001A, B)	1. 機能・性能試験	1 C
電源車	66-12-2	電源車を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	電源車	1. 分解点検	6 Y
	66-12-2	電源車を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
所内常設蓄電式直流電源設 備	66-12-3	所内常設蓄電式直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	所内蓄電式直流電源設備	1. 機能・性能試験 (蓄電池)	1 C
					1. 特性試験 (充電器)	2 C
125V 蓄電池 2A	66-12-3	125V 蓄電池 2A の浮動充電時の蓄電池電圧が 128V 以上であることを確認する。	1週間に1回	125V 蓄電池 2A (R42-BAT125A)	1. 機能・性能試験 (蓄電池)	1 M
125V 蓄電池 2B	66-12-3	125V 蓄電池 2B の浮動充電時の蓄電池電圧が 128V 以上であることを確認する。	1週間に1回	125V 蓄電池 2B (R42-BAT125B)	1. 機能・性能試験 (蓄電池)	1 M
125V 充電器 2A 125V 充電器 2B	66-12-3	125V 充電器 2A 及び直流 125V 充電器 2B の出力電圧を確認する。	1週間に1回	125V 充電器盤 2A (R42-P002A) 125V 充電器盤 2B (R42-P002B)	1. 特性試験 (充電器)	2 C
125V 代替蓄電池	66-12-4	125V 代替蓄電池の機能を確認する。	定事検停止時	125V 代替蓄電池 (R42-BAT125)	1. 機能・性能試験	1 C
		125V 代替蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が 128V 以上であることを確認する。	1週間に1回			
250V 蓄電池	66-12-4	250V 蓄電池の機能を確認する。	定事検停止時	250V 蓄電池 (R42-BAT250)	1. 機能・性能試験	1 C
		250V 蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が 248V 以上であることを確認する。	1週間に1回			
125V 代替充電器	66-12-5	125V 代替充電器の機能を確認する。	定事検停止時	125V 代替充電器盤	1. 特性試験	2 C

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
250V 充電器	66-12-5	125V 代替充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	(R71-P021)		
		250V 充電器の機能を確認する。	定事検停止時	250V 充電器盤 (R42-P043)	1. 特性試験	2 C
		250V 充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回			
代替所内電気設備	66-12-6	代替所内電気設備が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	ガスタービン発電機接続盤 緊急用高圧母線 2F 系 緊急用高圧母線 2G 系 緊急用動力変圧器 2G 系 緊急用低圧母線 2G 系 緊急用交流電源切替盤 2G 系 緊急用交流電源切替盤 2C 系 緊急用交流電源切替盤 2D 系	1. 特性試験	6 C
非常用ディーゼル発電設備 軽油タンク	66-12-7	非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	左記サーバイランスは、水量、濃度等の確認により運転上の制限を担保するためのものであり、点検計画における「点検及び試験の項目」等に準拠するものではない。		
高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク	66-12-7	高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	左記サーバイランスは、水量、濃度等の確認により運転上の制限を担保するためのものであり、点検計画における「点検及び試験の項目」等に準拠するものではない。		
ガスタービン発電設備軽油 タンク	66-12-7	ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	左記サーバイランスは、水量、濃度等の確認により運転上の制限を担保するためのものであり、点検計画における「点検及び試験の項目」等に準拠するものではない。		
タンクローリ	66-12-7	タンクローリが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タンクローリ車	1. 外観点検	1 2 M
原子炉圧力容器温度	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	原子炉圧力容器銅フランジ下部温度 (B21-TE030B) 給水ノズル N4B 温度 (B21-TE030D) 給水ノズル N4D 温度 (B21-TE030F) 原子炉圧力容器下鏡上部温度 (B21-TE030J) 原子炉圧力容器下鏡下部温度 (B21-TE030M)	1. 特性試験	1 C
原子炉圧力		チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。				

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
原子炉圧力 (SA)	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	原子炉圧力 (SA) (B21-PT060A, B)	1. 特性試験	1 3 M
原子炉水位 (広帯域)	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	原子炉水位 (広帯域) (B21-LT052A, B)	1. 特性試験	1 3 M
原子炉水位 (燃料域)	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	原子炉水位 (燃料域) (B21-LT044A, B)	1. 特性試験	1 3 M
原子炉水位 (SA 広帯域)	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	原子炉水位 (SA 広帯域) (B21-LT058)	1. 特性試験	1 3 M
原子炉水位 (SA 燃料域)	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	原子炉水位 (SA 燃料域) (B21-LT059)	1. 特性試験	1 3 M
高压代替注水系ポンプ出口 流量	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	HPAC ポンプ出口流量 (E61-FT004)	1. 特性試験	1 3 M
原子炉隔離時冷却系ポンプ 出口流量	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	RCIC ポンプ出口流量 (E51-FT004)	1. 特性試験	1 3 M
高压炉心スプレイ系ポンプ 出口流量	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	HPCS ポンプ出口流量 (E22-FT005B)	1. 特性試験	1 3 M
代替循環冷却ポンプ出口流 量	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	代替循環冷却ポンプ出口流量 (E11-FT022)	1. 特性試験	1 3 M
直流駆動低圧注水系ポンプ 出口流量	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	DCLI ポンプ出口流量 (E71-FT005)	1. 特性試験	1 3 M
残留熱除去系洗浄ライン流 量（残留熱除去系ヘッドス プレイライン洗浄流量）	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量 (E11-FT017A)	1. 特性試験	1 3 M
残留熱除去系洗浄ライン流 量（残留熱除去系 B 系格納 容器冷却ライン洗浄流量）	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	RHR B 系格納容器冷却ライン洗浄流 量 (E11-FT017B)	1. 特性試験	1 3 M
残留熱除去系ポンプ出口流 量	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	RHR ポンプ出口流量 (E11-FT006A, B, C)	1. 特性試験	1 3 M
低压炉心スプレイ系ポンプ 出口流量	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	LPCS ポンプ出口流量 (E21-FT006)	1. 特性試験	1 3 M
残留熱除去系洗浄ライン流 量（残留熱除去系ヘッドス プレイライン洗浄流量）	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量 (E11-FT017A)	1. 特性試験	1 3 M
残留熱除去系洗浄ライン流 量（残留熱除去系 B 系格納 容器冷却ライン洗浄流量）	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	RHR B 系格納容器冷却ライン洗浄流 量 (E11-FT017B)	1. 特性試験	1 3 M

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
原子炉格納容器代替 スプレイ流量	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	原子炉格納容器代替スプレイ流量 (E11-FT018A, B)	1. 特性試験	1 3 M
代替循環冷却ポンプ出口流 量	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	代替循環冷却ポンプ出口流量 (E11-FT022)	1. 特性試験	1 3 M
原子炉格納容器下部注水流 量	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	原子炉格納容器下部注水流量 (P13-FT035)	1. 特性試験	1 3 M
ドライウェル温度	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	ドライウェルフランジ部 (0°) 周辺 温度 (T48-TE026A) ドライウェルフランジ部 (180°) 周 辺温度 (T48-TE026B) SRV 搬出入口上部周辺温度 (T48-TE026C) 所員用エアロック上部周囲温度 (T48-TE026D) 電気用ペネ部 (45°) 周辺温度 (T48-TE026E) 電気用ペネ部 (225°) 周辺温度 (T48-TE026F) 機器搬出入用ハッチ下部 (45°) 周辺 温度 (T48-TE026G) 機器搬出入用ハッチ下部 (135°) 周 辺温度 (T487-TE026H) 制御棒駆動機構出入口下部周辺温度 (T48-TE026J) ペデスタル内 (90°) 周辺温度 (T48-TE026K) ペデスタル内 (270°) 周辺温度 (T48-TE026L)	1. 特性試験	1 C
圧力抑制室内空気温度	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	圧力抑制室内空気温度 (T48-TE013A, B, C, D)	1. 特性試験	1 C
サプレッションプール水温 度	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	サプレッションプール水温度 (T11-TE001B～016B)	1. 特性試験	1 C

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
原子炉格納容器下部温度	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	原子炉格納容器下部水位 (T48-L/TE045A～050A) 原子炉格納容器下部水位 (T48-L/TE045B～050B)	1. 特性試験	1 C
ドライウェル圧力	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	ドライウェル圧力 (T48-PT034)	1. 特性試験	1 3 M
圧力抑制室圧力	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	圧力抑制室圧力 (T48-PT019)	1. 特性試験	1 3 M
圧力抑制室水位	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	圧力抑制室水位 (T48-LT027, 027B)	1. 特性試験	1 3 M
原子炉格納容器下部水位	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	原子炉格納容器下部水位 (T48-L/TE045A～050A) 原子炉格納容器下部水位 (T48-L/TE045B～050B)	1. 特性試験	1 C
ドライウェル水位	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	ドライウェル水位 (T48-L/TE051A～053A) (T48-L/TE051B～053B)	1. 特性試験	1 C
格納容器内水素濃度 (D/W)	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	格納容器内水素濃度 (D/W) (D23-H ₂ E101A, B)	1. 特性試験	1 C
格納容器内水素濃度 (S/C)	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	格納容器内水素濃度 (S/C) (D23-H ₂ E102A, B)	1. 特性試験	1 C
格納容器内雰囲気水素濃度	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	格納容器内雰囲気水素濃度 (D23-H2T001A, B) (D23-H2T002A, B)	1. 特性試験	1 3 M
格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) (D23-RE005A, B)	1. 特性試験	1 C
格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) (D23-RE006A, B)	1. 特性試験	1 C
起動領域モニタ	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	SRNM (検出器) 8個	1. 特性試験	1 C
平均出力領域モニタ	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	LPRM (検出器) 124個	1. 特性試験	1 C
〔制御棒位置指示系〕	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	制御棒位置指示系	1. 機能・性能試験	1 C

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
サプレッションプール水温 度	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	サプレッションプール水温度 (T11-TE001B～016B)	1. 特性試験	1 C
残留熱除去系熱交換器入口 温度	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	RHR 熱交換器入口温度 (E11-TE010A, B)	1. 特性試験	1 3 M
代替循環冷却ポンプ出口流 量（原子炉圧力容器への注 水）	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	代替循環冷却ポンプ出口流量 (E11-FT022)	1. 特性試験	1 3 M
代替循環冷却ポンプ出口流 量（原子炉格納容器への注 水）	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	代替循環冷却ポンプ出口流量 (E11-FT022)	1. 特性試験	1 3 M
フィルタ装置水位（広帯域）	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	フィルタ装置水位（広帯域） (T63-LT010A, B, C)	1. 特性試験	1 3 M
フィルタ装置入口圧力（広 帯域）	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	フィルタ装置入口圧力（広帯域） (T63-PT003)	1. 特性試験	1 3 M
フィルタ装置出口圧力（広 帯域）	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	フィルタ装置出口圧力（広帯域） (T63-PT006)	1. 特性試験	1 3 M
フィルタ装置水温度	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	フィルタ装置水温度 (T63-TE011A, B, C)	1. 特性試験	1 C
フィルタ装置出口放射線モ ニタ	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	フィルタ装置出口放射線モニタ (T63-RE-009A, B)	1. 特性試験	1 C
フィルタ装置出口水素濃度	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	フィルタ装置出口水素濃度 (T63-H ₂ E208, 209)	1. 特性試験	1 3 M
耐圧強化ベント系放射線モ ニタ	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	耐圧強化ベント系放射線モニタ (D11-RE019A, B)	1. 特性試験	1 C
残留熱除去系熱交換器入口 温度	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	RHR 熱交換器入口温度 (E11-TE010A, B)	1. 特性試験	1 C
残留熱除去系熱交換器出口 温度	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	RHR 熱交換器出口温度 (E11-TE007A, B)	1. 特性試験	1 C
残留熱除去系ポンプ出口流 量	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	RHR ポンプ出口流量 (E11-FT006A, B, C)	1. 特性試験	1 3 M
原子炉水位（広帯域）	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	原子炉水位（広帯域） (B21-LT052A, B)	1. 特性試験	1 3 M
原子炉水位（燃料域）	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	原子炉水位（燃料域） (B21-LT044A, B)	1. 特性試験	1 3 M

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
原子炉水位 (SA 広帯域)	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	原子炉水位 (SA 広帯域) (B21-LT058)	1. 特性試験	1 3 M
原子炉水位 (SA 燃料域)	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	原子炉水位 (SA 燃料域) (B21-LT059)	1. 特性試験	1 3 M
原子炉圧力	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	原子炉圧力 (B21-PT051A, B)	1. 特性試験	1 3 M
原子炉圧力 (SA)	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	原子炉圧力 (SA) (B21-PT060A, B)	1. 特性試験	1 3 M
ドライウェル温度	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	ドライウェルフランジ部 (0°) 周辺 温度 (T48-TE026A) ドライウェルフランジ部 (180°) 周 辺温度 (T48-TE026B) SRV 搬出入口上部周辺温度 (T48-TE026C) 所員用エアロック上部周囲温度 (T48-TE026D) 電気用ペネ部 (45°) 周辺温度 (T48-TE026E) 電気用ペネ部 (225°) 周辺温度 (T48-TE026F) 機器搬出入用ハッチ下部 (45°) 周辺 温度 (T48-TE026G) 機器搬出入用ハッチ下部 (135°) 周 辺温度 (T487-TE026H) 制御棒駆動機構出入口下部周辺温度 (T48-TE026J) ペデスタル内 (90°) 周辺温度 (T48-TE026K) ペデスタル内 (270°) 周辺温度 (T48-TE026L)	1. 特性試験	1 C
ドライウェル圧力	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	ドライウェル圧力 (T48-PT034)	1. 特性試験	1 3 M

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
高圧炉心スプレイ系ポンプ 出口圧力	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	HPCS ポンプ出口圧力 (E22-PT004)	1. 特性試験	1 3 M
残留熱除去系ポンプ出口圧 力	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	R H R ポンプ出口圧力 (E11-PT005A, B, C)	1. 特性試験	1 3 M
低圧炉心スプレイ系ポンプ 出口圧力	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	LPCS ポンプ出口圧力 (E21-PT005)	1. 特性試験	1 3 M
復水貯蔵タンク水位	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	復水貯蔵タンク水位 (P13-LT005)	1. 特性試験	1 3 M
圧力抑制室水位	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	圧力抑制室水位 (T48-LT027, 027B)	1. 特性試験	1 3 M
格納容器内雰囲気酸素濃度	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	格納容器内雰囲気酸素濃度 (D23-O ₂ T003A, B)	1. 特性試験	1 3 M
使用済燃料プール水位／温 度（ヒートサーモ式）	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	使用済燃料貯蔵プール水位／温度 (ヒートサーモ式) (G41- L/TE107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, G41-TE121)	1. 特性試験	1 3 M
使用済燃料プール水位／温 度（ガイドパルス式）	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	使用済燃料貯蔵プール水位／温度 (ガイドパルス式) (G41-LE201, G41-TE-201, 202)	1. 特性試験	1 3 M
使用済燃料プール上部空間 放射線モニタ（高線量、低 線量）	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	使用済燃料プール上部空間放射線モ ニタ（高線量） (D21-RE044) 使用済燃料プール上部空間放射線モ ニタ（低線量） (D21-RE043)	1. 特性試験	1 3 M
使用済燃料プール監視カメ ラ	66-13-1	チャンネル校正を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ (G41-ITV001)	1. 特性試験	1 3 M
6-2F-1 母線電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を計測する計器の機能を確認する。 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	6-2F-1 母線電圧 (R22-VI701F1)	1. 特性試験	1 3 M
6-2F-2 母線電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を計測する計器の機能を確認する。 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	6-2F-1 母線電圧 (R22-VI801F2)	1. 特性試験	1 3 M
6-2C 母線電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を計測する計器の機能を確認する。 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	6-2C 母線電圧 (VI621C)	1. 特性試験	1 3 M

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
6-2D 母線電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を計測する計器の機能を確認する。 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	6-2D 母線電圧 (VI621D)	1. 特性試験	1 3 M
6-2H 母線電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を計測する計器の機能を確認する。 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	6-2H 母線電圧 (VI621H)	1. 特性試験	1 3 M
4-2C 母線電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を計測する計器の機能を確認する。 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	4-2C 母線電圧 (VI671C)	1. 特性試験	1 3 M
4-2D 母線電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を計測する計器の機能を確認する。 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	4-2D 母線電圧 (VI671D)	1. 特性試験	1 3 M
125V 直流主母線盤 2A 電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を計測する計器の機能を確認する。 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	125V 直流主母線盤 2A 電圧 (R42-VI701A)	1. 特性試験	7 8 M
125V 直流主母線盤 2B 電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を計測する計器の機能を確認する。 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	125V 直流主母線盤 2B 電圧 (R42-VI701B)	1. 特性試験	7 8 M
125V 直流主母線盤 2A-1 電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を計測する計器の機能を確認する。 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	125V 直流主母線盤 2A -1 電圧 (R42-VI751A)	1. 特性試験	1 3 M
125V 直流主母線盤 2B-1 電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を計測する計器の機能を確認する。 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	125V 直流主母線盤 2B-1 電圧 (R42-VI751B)	1. 特性試験	1 3 M
250V 直流主母線盤電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を計測する計器の機能を確認する。 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	250V 直流主母線盤電圧 (R42-VI700)	1. 特性試験	7 8 M
HPCS125V 直流主母線盤電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を計測する計器の機能を確認する。 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	HPCS125V 直流主母線盤電圧 (R42-VI800)	1. 特性試験	7 8 M
高圧窒素ガス供給系 ADS 入口圧力	66-13-2	補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	HPIN ADS 入口圧力 (P54-PT007A, B)	1. 特性試験	2 6 M
代替高圧窒素ガス供給系 窒素ガス供給止め弁入口圧力	66-13-2	補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	代替高圧窒素ガス供給系窒素ガス供給止め弁入口圧力 (P54-PT101A, B)	1. 特性試験	1 3 M
可搬型計測器	66-13-3	所要数の可搬型計測器の機能を確認する。	1年に1回	可搬型計測器	1. 特性試験	1 2 M
	66-13-3	所要数の可搬型計測器が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
一	66-13-4	一	—	—	—	—
中央制御室再循環送風機	66-14-1	中央制御室換気空調系の性能確認を実施する。	定事検停止時	中央制御室再循環送風機 (V30-C003A, B)	1. 機能・性能試験	1 C
	66-14-1	原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室換気空調系を起動し、動作可能であることを確認する。 ※：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。	1ヶ月に1回			

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）			
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度	
中央制御室再循環フィルタ装置	66-14-1	中央制御室再循環フィルタ装置の性能確認を実施する。	定事検停止時	中央制御室再循環フィルタ装置 (V30-D201)	1. 開放点検	1 3 M	
MCR 排風機出口ダンパ MCR 外気取入ダンパ MCR 少量外気取入ダンパ MCR フィルタ装置入口ダンパ	66-14-1	原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室排風機出口ダンパ、中央制御室外気取入ダンパ、中央制御室少量外気取入ダンパおよび中央制御室再循環フィルタ装置入口ダンパが動作可能であることを確認する。 ※：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。	1ヶ月に1回	MCR 排風機出口ダンパ (V30-D305A, B) MCR 外気取入ダンパ (V30-D303, 304) MCR 少量外気取入ダンパ (V30-D301A, B) MCR 再循環フィルタ装置入口ダンパ (V30-D302A, B)	1. 分解点検	1 9 5 M	
中央制御室待避所加圧設備 (空気ボンベ)	66-14-1	原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、所要数の中央制御室待避所加圧設備（空気ボンベ）が規定圧力であることを確認する。 ※：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。	3ヶ月に1回	左記サーベイランスは、圧力等の確認により運転上の制限を担保するためのものであり、点検計画における「点検及び試験の項目」等に準拠するものではない。			
可搬型照明（SA）	66-14-1	可搬型照明（SA）の点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	可搬型照明（SA）	1. 機能・性能試験	1 3 M	
差圧計	66-14-1	差圧計（中央制御室退避所用）が健全であることを確認する。	定事検停止時	差圧計 (V84-dPI001)	1. 特性試験	1 3 M	
	66-14-1	原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、差圧計（中央制御室待避所用）が使用可能であることを外観点検により確認する。 ※：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。	1ヶ月に1回				
酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	66-14-1	酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）の計器校正を実施する。	1年に1回	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	1. 特性試験	1 2 M	
	66-14-1	原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）が使用可能であることを確認する。 ※：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。	3ヶ月に1回				
データ表示装置（待避所）	66-14-1	原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、データ表示装置（待避所）の伝送確認を実施する。 ※：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。	1ヶ月に1回	データ表示装置（待避所）	1. 機能・性能試験	1 C	

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置	66-14-2	原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の性能を確認する。	定事検停止時	原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置	1. 機能・性能試験	1 C
	66-14-2	原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回			
γ 線サーベイメータ	66-15-1	所要数の γ 線サーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	γ 線サーベイメータ	1. 特性試験	6 M
	66-15-1	所要数の γ 線サーベイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
β 線サーベイメータ	66-15-1	所要数の β 線サーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	β 線サーベイメータ	1. 特性試験	6 M
	66-15-1	所要数の β 線サーベイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
α 線サーベイメータ	66-15-1	所要数の α 線サーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	α 線サーベイメータ	1. 特性試験	6 M
	66-15-1	所要数の α 線サーベイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
電離箱サーベイメータ	66-15-1	所要数の電離箱サーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	電離箱サーベイメータ	1. 特性試験	6 M
	66-15-1	所要数の電離箱サーベイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
可搬型ダスト・よう素サンプラ	66-15-1	所要数の可搬型ダスト・よう素サンプラの機能確認を実施する。	1年に1回	可搬型ダスト・よう素サンプラ	1. 特性試験	6 M
	66-15-1	所要数の可搬型ダスト・よう素サンプラが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
可搬型モニタリングポスト	66-15-1	所要数の可搬型モニタリングポストの機能確認を実施する。	1年に1回	可搬型モニタリングポスト	1. 特性試験	1 Y
	66-15-1	所要数の可搬型モニタリングポストが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
代替気象観測設備	66-15-1	所要数の代替気象観測設備の機能確認を実施する。	1年に1回	代替型気象観測設備	1. 機能・性能試験	1 Y
	66-15-1	所要数の代替気象観測設備が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
小型船舶	66-15-1	所要数の小型船舶が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	小型船舶	1. 外観点検	1 Y
給排気隔離弁（緊急対策室給気） 給排気隔離弁（緊急対策室排気） 高圧空気ポンベ出口電動弁 給排気隔離弁（緊急対策室室圧調整弁）	66-16-1	給排気隔離弁（緊急対策室給気）、給排気隔離弁（緊急対策室排気）が閉することおよび高圧空気ポンベ出口電動弁が開することならびに給排気隔離弁（緊急対策室室圧調整弁）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	給排気隔離弁（緊急対策室給気） (V83-M0-D403, 408) 給排気隔離弁（緊急対策室排気） (V83-M0-D404) 高圧空気ポンベ出口電動弁 (V85-M0-F102A, B) 給排気隔離弁（緊急対策室室圧調整弁） (V85-M0-F301)	1. 分解点検	1 9 5 M

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）	66-16-1	原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）が規定圧力であることを確認する。 ※：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。	3ヶ月に1回	左記サーベイランスは、圧力等の確認により運転上の制限を担保するためのものであり、点検計画における「点検及び試験の項目」等に準拠するものではない。		
緊急時対策所非常用送風機	66-16-1	緊急時対策所非常用送風機の性能確認を実施する。	定事検停止時	緊急時対策所非常用送風機 (V83-C003A, B)	1. 機能・性能試験	1 C
	66-16-1	緊急時対策所非常用送風機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回			
給排気隔離弁（緊急対策室給気） 給排気隔離弁（緊急対策室排気） 給排気隔離弁（緊急対策室室圧調整弁） 給排気隔離弁（建屋差圧排気隔離弁）	66-16-1	原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、給排気隔離弁（緊急対策室給気）および給排気隔離弁（緊急対策室排気）が開することならびに給排気隔離弁（緊急対策室室圧調整弁）および給排気隔離弁（建屋差圧排気隔離弁）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 ※：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。	1ヶ月に1回	給排気隔離弁（緊急対策室給気） (V83-M0-D403, 408) 給排気隔離弁（緊急対策室排気） (V83-M0-D404) 給排気隔離弁（緊急対策室室圧調整弁） (V85-M0-F301) 給排気隔離弁（建屋差圧排気隔離弁） (V83-M0-D409)	1. 分解点検	1 9 5 M
緊急時対策所非常用フィルタ装置	66-16-1	緊急時対策所非常用フィルタ装置の性能確認を実施する。	定事検停止時	緊急時対策所非常用フィルタ装置 (V83-D002A, B)	1. 開放点検	1 3 M
	66-16-1	緊急時対策所非常用フィルタ装置が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回			
差圧計	66-16-1	差圧計の計器校正を実施する。	1年に1回	差圧計 (V83-dPT023)	1. 特性試験	1 3 M
	66-16-1	差圧計が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回			
酸素濃度計	66-16-1	酸素濃度計の計器校正を実施する。	1年に1回	酸素濃度計	1. 特性試験	1 2 M
	66-16-1	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
二酸化炭素濃度計	66-16-1	二酸化炭素濃度計の計器校正を実施する。	1年に1回	二酸化炭素濃度計	1. 特性試験	1 2 M
	66-16-1	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
緊急時対策所可搬型エリアモニタ	66-16-1	緊急時対策所可搬型エリアモニタの機能確認を実施する。	1年に1回	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	1. 特性試験	1 2 M
	66-16-1	緊急時対策所可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
電源車（緊急時対策所用）	66-16-2	電源車（緊急時対策所用）を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	電源車（緊急時対策所用）	1. 分解点検	6 Y
	66-16-2	電源車（緊急時対策所用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
緊急時対策所軽油タンク	66-16-2	緊急時対策所軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	左記サーベイランスは、水量、濃度等の確認により運転上の制限を担保するためのものであり、点検計画における「点検及び試験の項目」等に準拠するものではない。		

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
緊急時対策所用高圧母線 J 系	66-16-2	緊急時対策所用高圧母線 J 系が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	緊急時対策所用高圧母線 J 系	1. 特性試験	6 C
SPDS 伝送装置 データ収集装置 SPDS 表示装置	66-17-1	SPDS 伝送装置、データ収集装置および SPDS 表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。	1ヶ月に1回	安全パラメータ表示システム (SPDS) (SPDS 伝送装置)	1. 機能・性能試験	1 3 M
				安全パラメータ表示システム (SPDS) (データ収集装置)	1. 機能・性能試験	1 3 M
				安全パラメータ表示システム (SPDS) (SPDS 表示装置)	1. 機能・性能試験	1 3 M
テレビ会議システム IP-電話機 IP-FAX	66-17-1	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話および IP-FAX）の通話および通信機能を確認する。	1ヶ月に1回	テレビ会議システム IP 電話機 IP-FAX	1. 機能・性能試験 1. 機能・性能試験 1. 機能・性能試験	1 Y 1 Y 1 Y
衛星電話設備（固定型）	66-17-1	衛星電話設備（固定型）の通話機能を確認する。	1ヶ月に1回	衛星電話設備（固定型）	1. 機能・性能試験	6 M
衛星電話設備（携帯型）	66-17-1	衛星電話設備（携帯型）の通話機能を確認する。	3ヶ月に1回	衛星電話設備（携帯型）	1. 機能・性能試験	6 M
無線連絡設備（固定型）	66-17-1	無線連絡設備（固定型）の通話機能を確認する。	1ヶ月に1回	無線連絡設備（固定型）	1. 機能・性能試験	6 M
無線連絡設備（携帯型）	66-17-1	無線連絡設備（携帯型）の通話機能を確認する。	3ヶ月に1回	無線連絡設備（携帯型）	1. 機能・性能試験	6 M
携行型通話装置	66-17-1	携行型通話装置の通話確認を実施する。	3ヶ月に1回	携行型通話装置	1. 機能・性能試験	1 2 M
ブルドーザ	66-18-1	ブルドーザについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	ブルドーザ	1. 外観点検	1 Y
バックホウ	66-18-1	バックホウについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	バックホウ	1. 外観点検	1 Y
大容量送水ポンプ（タイプ I）	66-19-1	大容量送水ポンプ（タイプ I）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 (1) 流量が 10m ³ /h/台以上、揚程が 21.6m 以上。 (2) 流量が 50m ³ /h/台以上、揚程が 98.8m 以上。 (3) 流量が 88m ³ /h/台以上、揚程が 95.0m 以上。 (4) 流量が 114m ³ /h/台以上、揚程が 42.1m 以上。 (5) 流量が 126m ³ /h/台以上、揚程が 116.1m 以上。 (6) 流量が 150m ³ /h/台以上、揚程が 30.8m 以上。 (7) 流量が 199m ³ /h/台以上、揚程が 117.8m 以上。 (8) 流量が 1,200m ³ /h/台以上、揚程が 94.8m 以上。	1年に1回	大容量送水ポンプ（タイプ I）	1. 分解点検	1 2 0 M

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更認可申請（補正）				点検計画（案）		
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	主な点検及び試験 の項目	頻度
	66-19-1	大容量送水ポンプ（タイプ I）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
大容量送水ポンプ（タイプ II）	66-19-2	大容量送水ポンプ（タイプ II）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 (1) 流量が 600m ³ /h/台以上、揚程が 117.0m 以上。 (2) 流量が 613m ³ /h/台以上、揚程が 79.4m 以上。 (3) 流量が 1,200m ³ /h/台以上、揚程が 119.5m 以上。	1年に1回	大容量送水ポンプ（タイプ II）	1. 分解点検	120M
	66-19-2	大容量送水ポンプ（タイプ II）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			